第７期高石市障がい福祉計画
第３期高石市障がい児福祉計画

令和６年３月

高石市

ごあいさつ

市民の皆様には、平素より市政に対して温かいご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、障害者基本法に基づき、令和2年に障がい者施策の基本方針について定めた計画期間を10年とする「第3次高石市障がい者計画」を策定し、「ともに支えよう 一人ひとりの自立 ともにつくろう やさしいまち」を基本理念に、「個人としての尊厳の尊重」「自立と社会参加の促進」「地域生活の支援」「安全・安心なまちづくりの推進」の4つの基本的な視点のもと、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、互いを尊重し、ともに支え合う社会をめざし、障がい福祉施策を推進してまいりました。

また、障害者総合支援法等に基づき、令和3年に計画期間を3年とする「第6期高石市障がい福祉計画」及び「第2期高石市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、各種サービス等の提供体制の充実に努めてまいりました。

国においては、令和5年に「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とした障害者基本計画（第5次）が策定されました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、障がい者・高齢者等の支援を必要とする方々が大きな影響を受けました。感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の減少等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しております。さらに、地震・台風等の非常時には、障がい者・高齢者等の支援を必要とする方々がより深刻な影響を受けることから、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが求められています。

このような状況の中、両計画の計画期間が満了するにあたり、障がいのある人とない人が共に暮らすことができる共生社会の実現に向けて、新たに「第７期高石市障がい福祉計画」及び「第3期高石市障がい児福祉計画」を策定しました。

今後も、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの基盤整備を着実に推進してまいりますので、引き続き、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、両計画の策定にあたりアンケートにご協力いただいた方々、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、障がい福祉サービス事業所の皆様、高石市障害者施策推進協議会の皆様に対し、厚く感謝申し上げます。

令和6年3月

高石市長　畑中　政昭

目　次

計画の策定にあたって 1
1.　計画策定の趣旨 1
2.　計画の位置づけ 3
3.　計画の期間 4
4.　計画の策定体制 4
第１章　本市の障がいのある人を取り巻く状況 6
1.　人口の動向 6
2.　障がいのある人の動向 6
3.　障がいの種類別の障がいのある人の動向 7
4.　第６期高石市障がい福祉計画の成果目標の実績 11
5.　第２期高石市障がい児福祉計画の成果目標の実績 16
第２章　計画の基本的な考え方 18
1.　基本理念 18
2.　基本的な視点 19
第３章　第７期障がい福祉計画 21
1.　成果目標 22
2.　活動指標 29
3.　障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方について 47
4.　相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方について 48
第４章　第３期障がい児福祉計画 50
1.　成果目標 50
2.　活動指標 52
3.　障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方について 55
第５章　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項について 57
1.　障がい者等に対する虐待の防止 57
2.　意思決定支援の促進 57
3.　障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進 57
4.　障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進 58
5.　障がいを理由とする差別の解消の推進 58
6.　障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実 58
7.　ユニバーサルデザインの推進 58
第６章　計画の推進に向けて 59
1.　計画の広報・周知の充実 59
2.　サービス提供体制の整備・充実 59
3.　相談窓口・支援ネットワークの整備・充実 59
4.　大阪府や近隣市町、関係機関・関係団体等との連携強化 60
5.　地域共生社会の実現 60
6.　障がい児の健やかな育成のための発達支援 60
7.　障がい福祉人材の確保 61
8.　災害・感染症対策に係る体制整備 61
9.　計画の点検・評価　～PDCA の推進～ 61

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本市においては、令和2(2020)年に「第3次高石市障がい者計画」を策定し、『ともに支えよう　一人ひとりの自立　ともにつくろう　やさしいまち』を基本理念に、すべての人の人権が尊重され、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、自立と社会参加の実現をめざしたまちづくりに取り組んでいます。

また、障がい福祉サービスの提供及び提供基盤の整備に向け、「第1期(平成18～20年度)」「第2期(平成21～23年度)」「第3期(平成24～26年度)」「第4期(平成27～29年度)」「第5期(平成30～令和2年度)」「第6期(令和3～5年度)」の「高石市障がい福祉計画」と「第1期(平成30～令和2年度)」「第2期(令和3～5年度)」の「高石市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が安心して地域で日常生活や社会参加ができるように努めてきました。

この間、本市は「第6期高石市障がい福祉計画」及び「第2期高石市障がい児福祉計画」の成果目標及び活動指標の達成をめざして計画的に取り組んできましたが、課題とされていた障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた受入体制の確保、障がい者の自立支援の観点から雇用と福祉の一層の連携による就労支援等さまざまな課題は残されています。

よって今般、新たに令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3か年の取組を計画的に推進するため、「第7期高石市障がい福祉計画」及び「第3期高石市障がい児福祉計画」を策定することとなりました。

「第7期高石市障がい福祉計画」及び「第3期高石市障がい児福祉計画」(以下「本計画」という。)は、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間の総合的な福祉計画である「第3次高石市障がい者計画」及び「第5次高石市総合計画」との整合性を図りながら、令和8(2026)年度末における障がい福祉サービスや障がい児福祉サービス、地域生活支援事業などの目標とする各事業量を適切に設定し、サービスの基盤整備を着実に推進するために策定するものです。

(2)　国や社会の動向

令和2(2020)年東京オリンピック・パラリンピックを開催するにあたり、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に取り組み、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」が大きく進展しました。

その一方で、令和2(2020)年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会に内在していた孤独・孤立の問題を顕在化・深刻化させ、障がい者をはじめとした脆弱な立場に置かれている人々の生活に大きな影響を及ぼしました。

また、国連サミットで採択されたSDGsの推進や、障害者の権利に関する条約の実施状況に関する日本政府への勧告などを踏まえ、共生社会の実現に向け、こうした障がい者をめぐる社会動向に柔軟に対応した施策の推進が求められています。

《第5次障害者基本計画の策定》

国においては、令和5(2023)年3月に障がい者施策の基本的なあり方を示す「第5次障害者基本計画」を策定し、基本理念を、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁

を除去するため、施策の基本的な方向を定める」として、各分野に共通する横断的視点を次のように掲げています。

《各分野に共通する横断的視点》 （1） 条約の理念の尊重及び整合性の確保 （2） 共生社会の実現に資する取組の推進 （3） 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 （4） 障害特性等に配慮したきめ細かい支援 （5） 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進 （6） PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

（3） 大阪府の動向

大阪府においては、令和3（2021）年度を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」が策定され、基本理念を「すべての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」として、基本原則を次のように掲げ、障がい者施策のより総合的・計画的な推進に向けて各種の取組が進められています。

《基本原則》 （1） 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持 （2） 多様な主体の協議による地域づくり （3） あらゆる分野における大阪府全体の底上げ （4） 合理的配慮によるバリアフリーの充実 （5） 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

本計画は、本市の障がい者施策の指針となる「第3次高石市障がい者計画」を上位計画とし、「ともに支えよう　一人ひとりの自立　ともにつくろう　やさしいまち」を実現するための具体的な実施計画として、計画期間中の障がい福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

(2) 根拠法令

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたる法定計画です。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
内容	障がい者施策の基本方針について定める計画	障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
国	障害者基本計画(第5次) (令和5～9年度)	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
大阪府	第5次大阪府障がい者計画 (令和3～8年度)	第7期大阪府障がい福祉計画 (令和6～8年度)	第3期大阪府障がい児福祉計画 (令和6～8年度)
高石市	第3次高石市障がい者計画 (令和2～11年度)	第7期高石市障がい福祉計画 (令和6～8年度)	第3期高石市障がい児福祉計画 (令和6～8年度)
計画期間	10年間	3年間	3年間

(3) 関連計画

本計画は、国が定める根拠法及び計画に基づくとともに、本市のまちづくりの方針である「第5次高石市総合計画」及び「第5次高石市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する福祉分野の計画である「高石市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」「第2期高石市子ども・子育て支援事業計画」「第3次健康たかいし21」との整合性を保ち策定します。

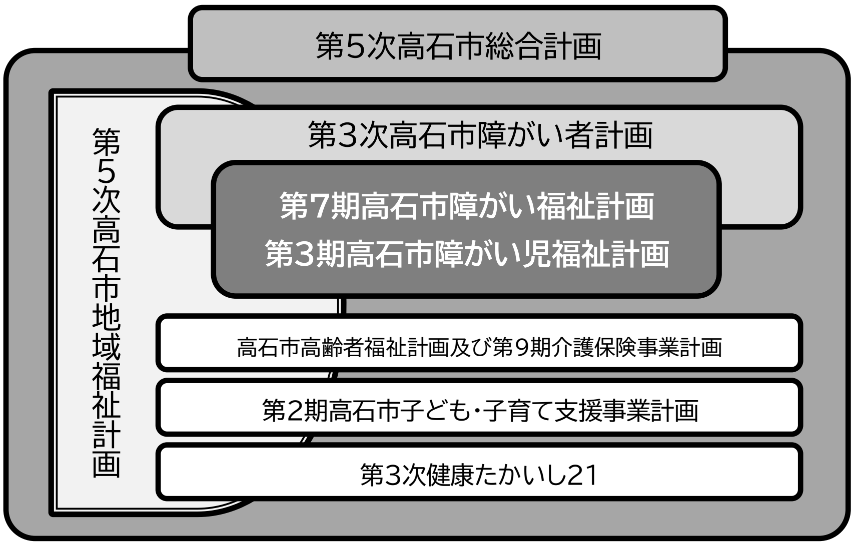

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年です。なお、今後の国の動向などにより、必要に応じ計画期間中に本計画の見直しを行うことがあります。

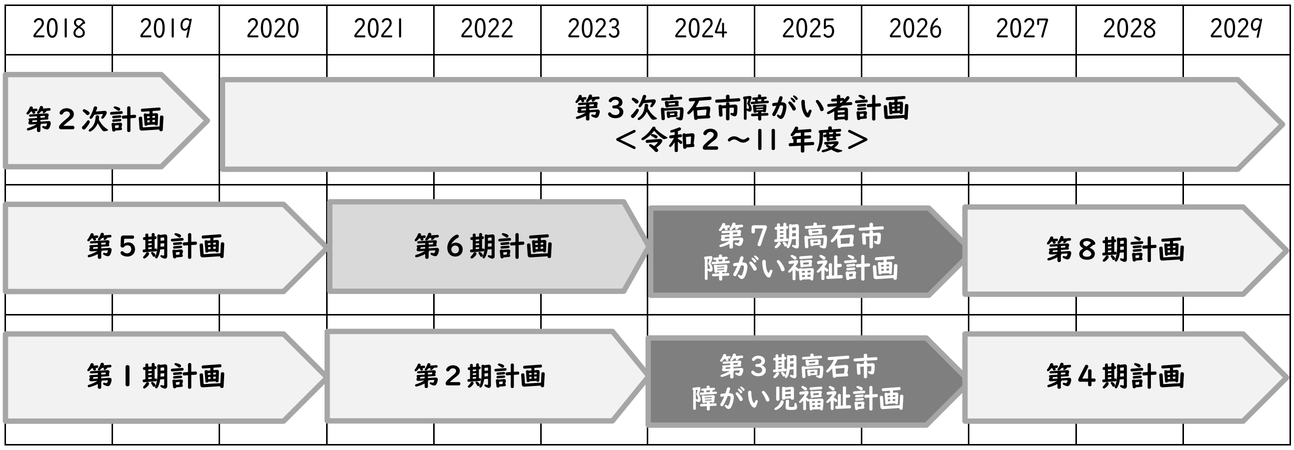

4. 計画の策定体制

(1) 高石市障害者施策推進協議会の実施

本計画を実効性のあるものとするため、障がい者、障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験のある者並びに関係行政機関の職員による協議会を設置し、計画の検討を行います。

(2) アンケートの実施

本計画の策定にあたり、障がいに関する手帳を所持している高石市民及び市内の障がい福祉サービス事業所に対してアンケートを実施し、その意見を計画に反映します。

■障がいに関する手帳を所持している方向け

調査目的	令和6年度を初年度とする第7期高石市障がい福祉計画・第3期高石市障がい児福祉計画(令和6～8年度)策定のための基礎資料を得ることを目的に実施。
調査期間	令和5年8月11日～9月10日
調査対象者	障がいに関する手帳を所持している高石市民 2,986 名
回答状況	有効回答者 1,253 名　有効回答率 42.0%

■障がい者福祉サービス事業所向け

調査目的	令和6年度を初年度とする第7期高石市障がい福祉計画・第3期高石市障がい児福祉計画(令和6年度～8年度)策定のため、高石市内の障がい福祉サービス事業所の実情を把握することを目的に実施。
調査期間	令和5年8月11日～9月10日
調査対象者	高石市内の障がい者福祉サービス事業所 71 事業所
回答状況	有効回答数 43 事業所　有効回答率 60.6%

■障がい児福祉サービス事業所向け

調査目的	令和6年度を初年度とする第7期高石市障がい福祉計画・第3期高石市障がい児福祉計画(令和6年度～8年度)策定のため、高石市内の障がい福祉サービス事業所の実情を把握することを目的に実施。
調査期間	令和5年8月11日～9月10日
調査対象者	高石市内の障がい児福祉サービス事業所　15 事業所
回答状況	有効回答数　12 事業所　　有効回答率　80.0%

(3)　パブリックコメントの実施

計画案の概要を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を実施し、そこで寄せられた意見を計画へ反映します。

意見等の提出期間	令和6年1月15日～2月14日
意見等の提出件数	2件

第1章　本市の障がいのある人を取り巻く状況

1.　人口の動向

令和5(2023)年現在、高石市の人口は56，992人、世帯数は26，293世帯、1世帯当たり人数は 2.17人となっています。この 5 年間、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向、1世帯当たり人数は減少傾向にあります。

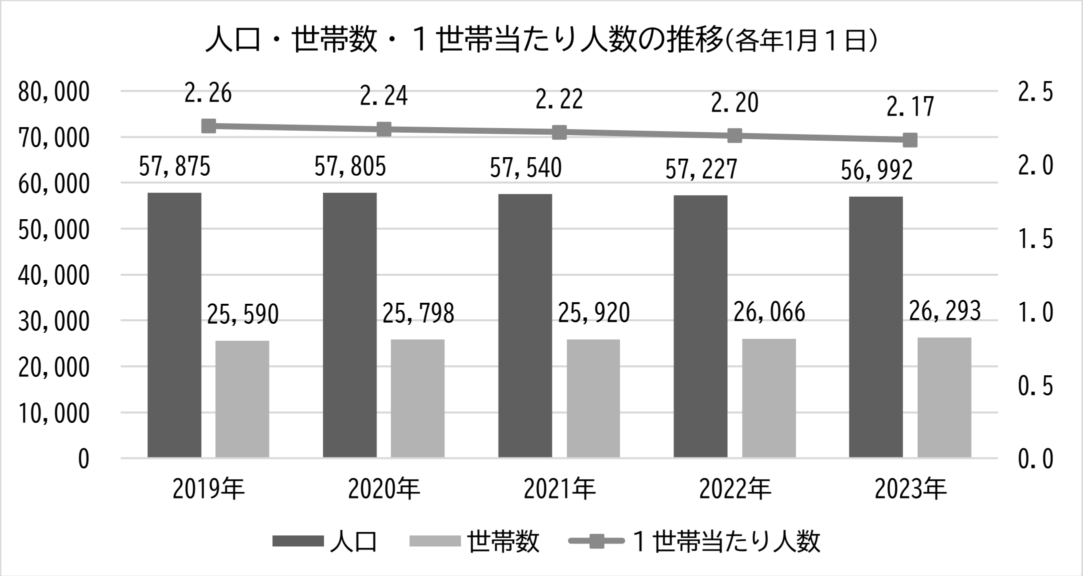

2.　障がいのある人の動向

障害者手帳所持者数は、令和元(2019)年より増加しており、令和4(2022)年は3,240人と近年でもっとも多くなっています。障がい別では、身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。また身体障害者手帳所持者が全体の6割以上を占めています。

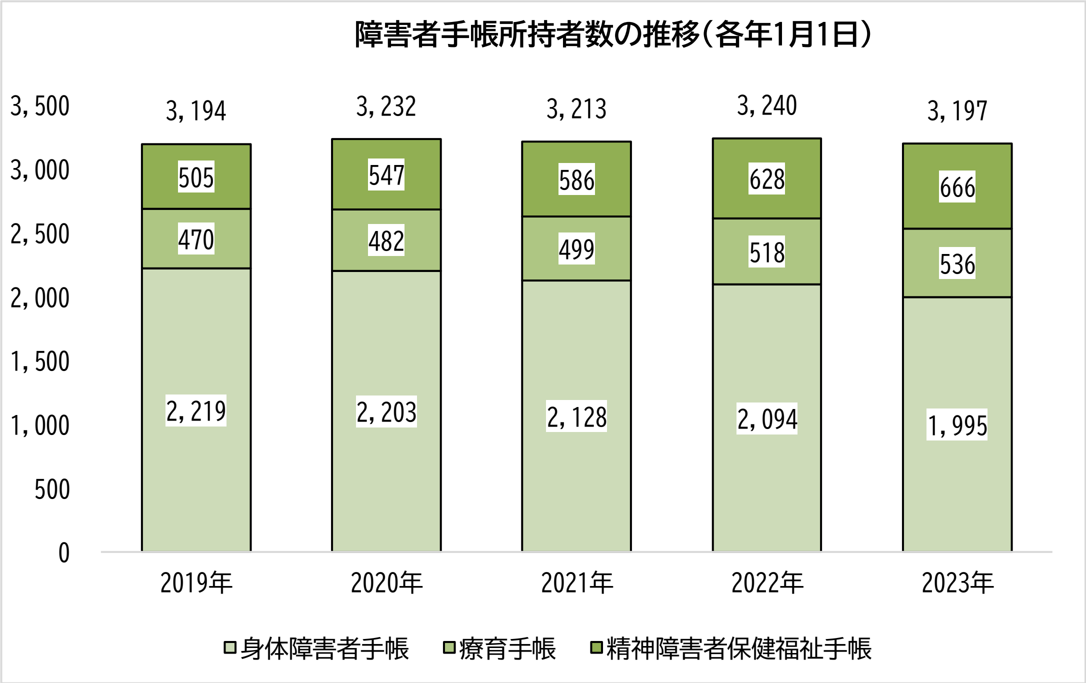

３．障がいの種類別の障がいのある人の動向

（1）身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）

身体障害者手帳所持者は、減少傾向にあり、年齢別では65歳以上がもっとも多く、等級別では「1級」がもっとも多く、「1級」と「2級」を合わせた『重度』に該当する人は、令和5（2023）年では926人となっています。また、障がい名別で見ると、「肢体不自由」が最も多くなっています。

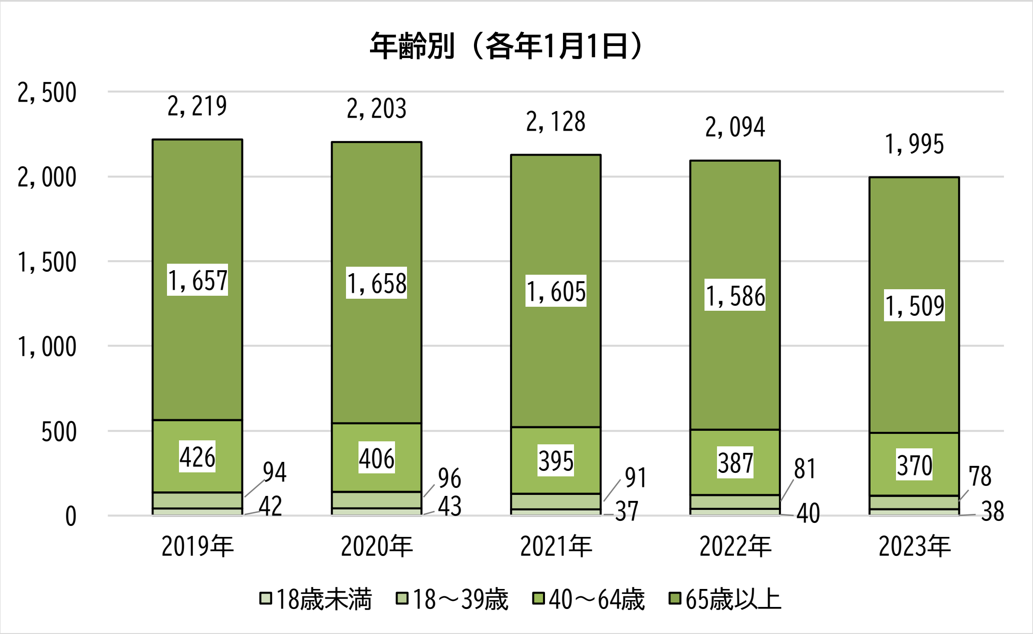

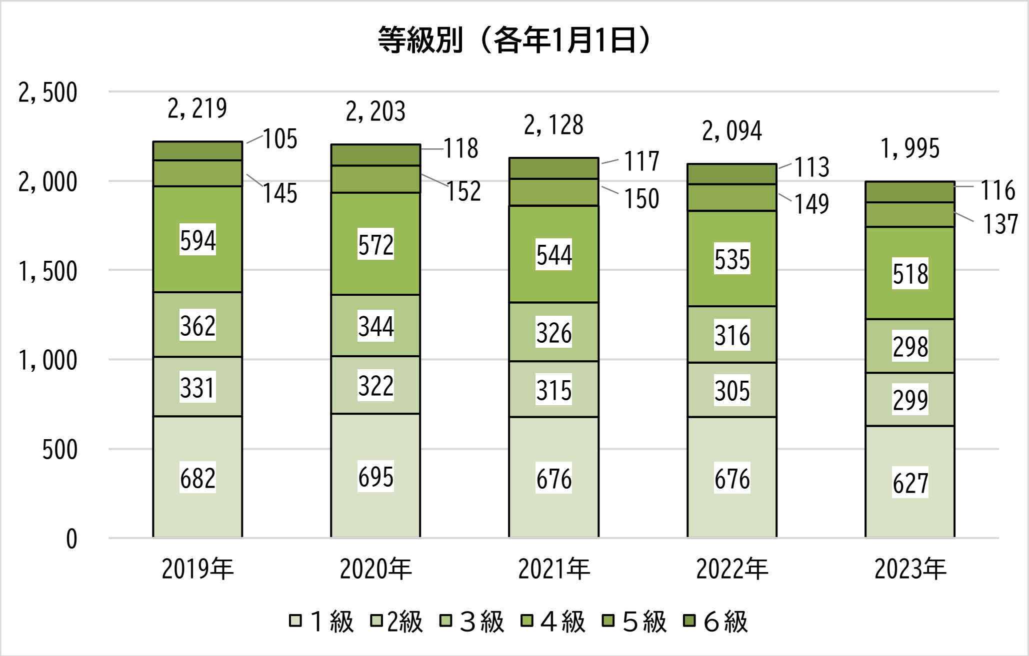

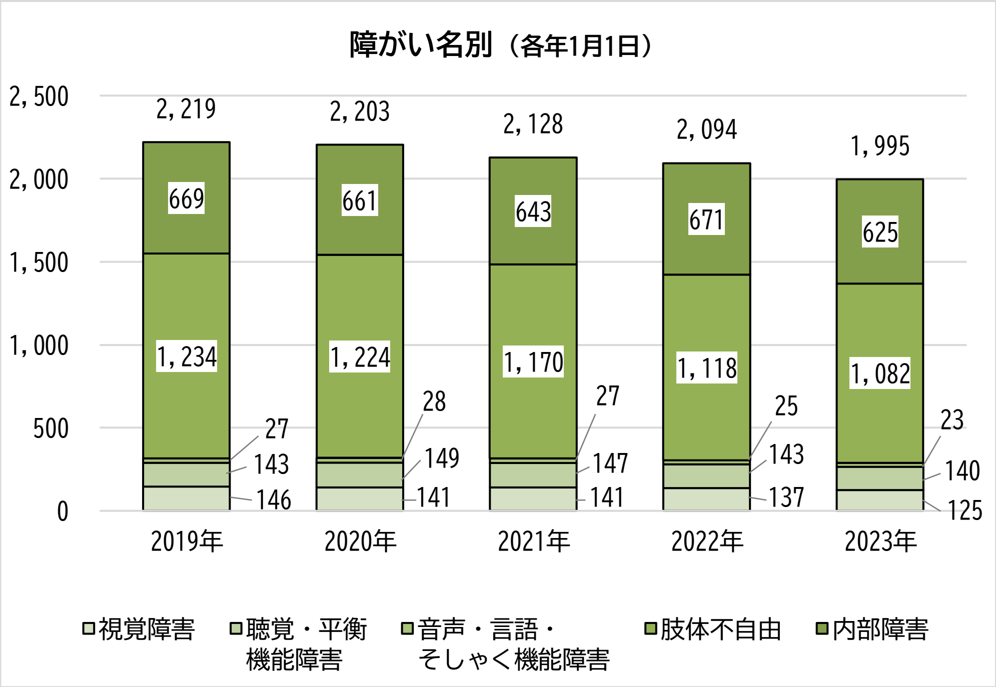

障がい名	2019 年	2020年	2021年	2022年	2023年
視覚障害	146	141	141	137	125
聴覚･平衡機能障害	143	149	147	143	140
音声･言語･ そしゃく機能障害	27	28	27	25	23
肢体不自由	1,234	1,224	1,170	1,118	1,082
内部障害	669	661	643	671	625
合計	2,219	2,203	2,128	2,094	1,995

（2）　知的障がいのある人(療育手帳所持者）

療育手帳所持者は、増加傾向にあり、令和元(2019)年には470人だったのが、令和5(2023)年には536 人と、66人増加しました。年齢別では「18～39歳」がもっとも多く、判定別では、重度の「A」がもっとも多くなっています。

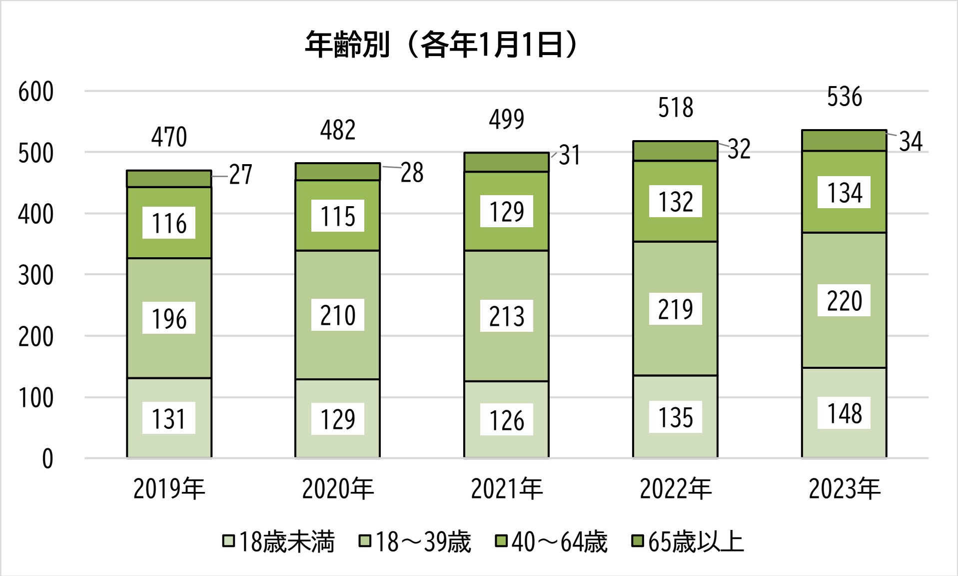

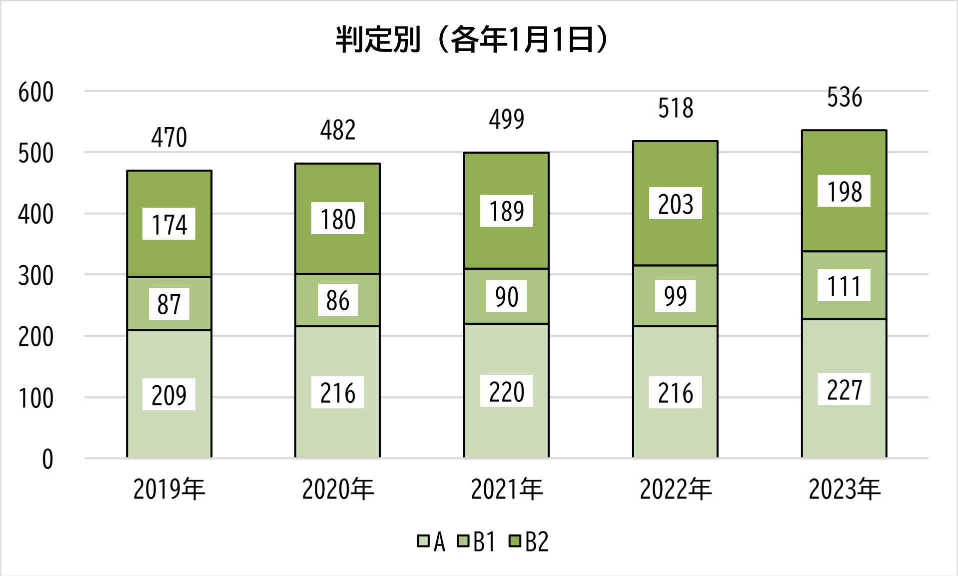

（3）　精神障がいのある人(精神障害者保健福祉手帳所持者)

精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向にあり、令和元（2019）年には505人だったのが令和5（2023）年には666人と、161人増加しました、年齢別では「40～64歳」がもっとも多く、等級別では「2級」がもっとも多くなっています。

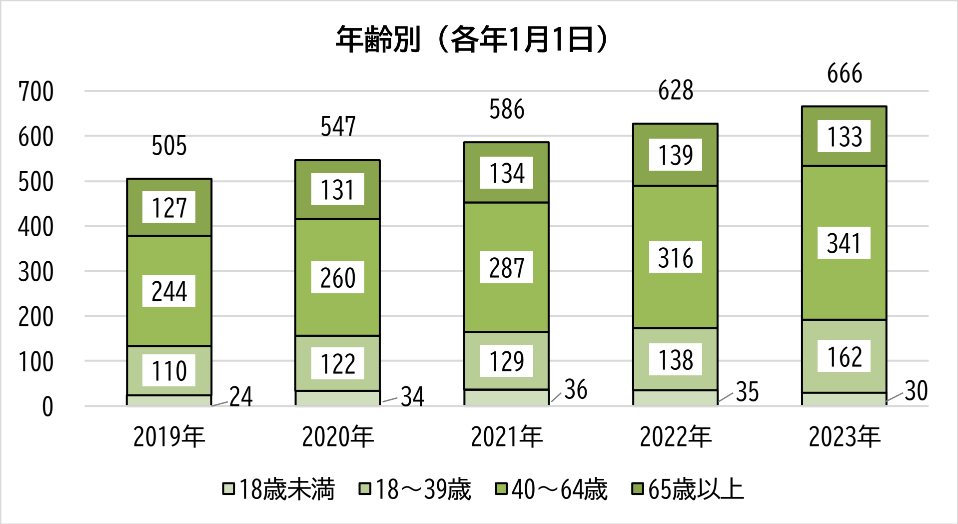

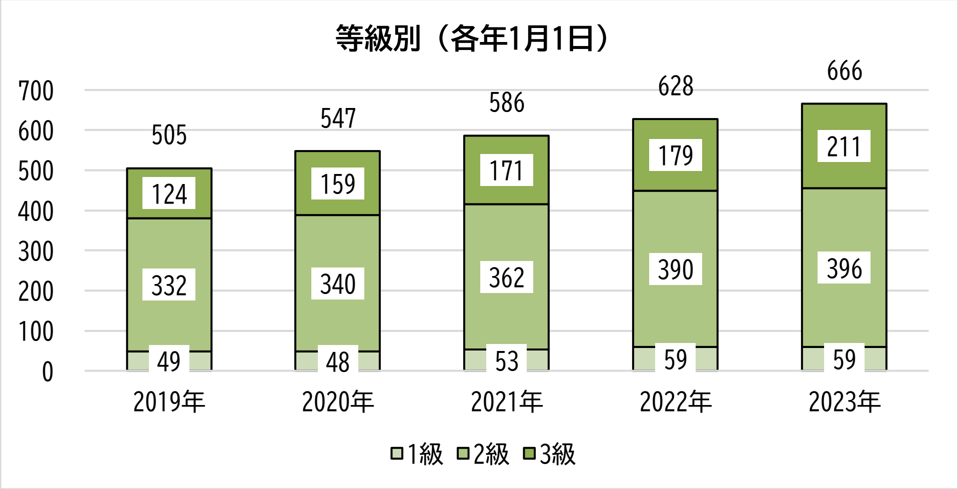

（4）　その他の障がいのある人

自立支援医療（精神通院医療）の受給者は増加傾向にあり、令和元（2019）年が907人だったのが令和5（2023）年には1,095人と、188人増加しました。

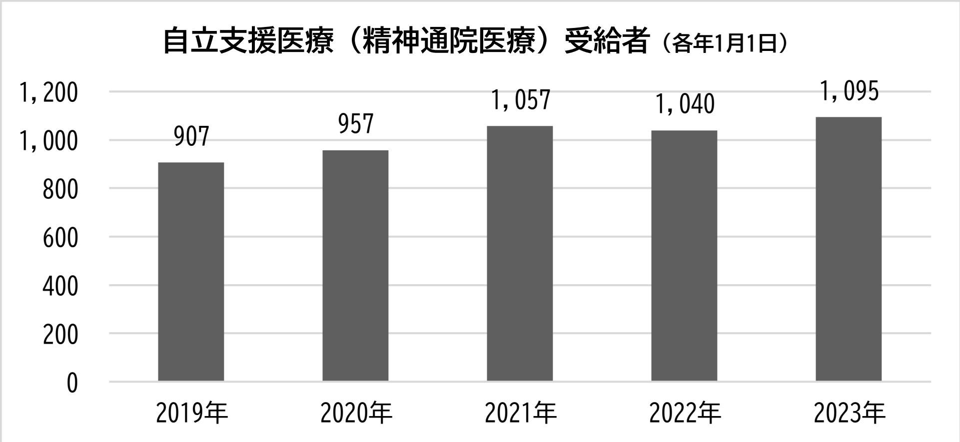

4. 第 6 期高石市障がい福祉計画の成果目標の実績

（1）施設入所者の地域生活への移行

【令和5年度末までの目標値】

- 施設入所者の削減　　　　　　1人
- 地域生活移行者数の増加　　　3人

【目標設定の考え方等】

施設入所者の削減については、令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6％（1 人）の削減を目標とする。

地域生活移行者数は令和元年度末時点の施設入所者数の 6％（3 人）を目標とする。

【実績の推移】

実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所者の削減	1人	0人	0人
地域生活移行者数の増加	0人	0人	0人

※　令和4年度末の施設入所者数：38 人（大阪府提供データ）

※　令和5年度は令和6年2月末時点の数値。

【令和4年度までの評価】

〇施設入所者の削減

- 計画の達成状況

令和5年度末までの目標値1人に対して、実績値は1人。

- 状況分析

施設入所待機者は8人。

障がい支援区分認定調査時及び窓口で施設入所の意向があるか確認した。

- 今後の課題

入所者の重度化・高齢化に対応した地域移行の受け皿となる社会資源の不足。

〇　地域生活移行者数の増加

- 計画の達成状況

令和5年度末までの目標値3人に対して、実績値は0人。

- 状況分析

地域生活移行者数は0人であるため、地域移行推進の課題として、本人と家族の同意を得ること、生活の質が下がらないように支援を受けられるような地域資源を確保することが必要。

- 今後の課題

地域生活移行希望者が、地域移行をイメージし、選択できるような取組を進める。

また、家族が安心して地域生活を継続できるように関係機関との連携を深める。

【令和5年度の取組】

- 自立支援協議会の地域移行・居住生活支援部会において積極的に啓発活動を行う。

（2）　精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【令和5年度末までの目標値】

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316 日
精神病床における1年以上の長期入院患者数	190人以下
精神病床における早期退院率	入院後3か月時点の退院率　69% 入院後6か月時点の退院率　86% 入院後1年時点の退院率　92%

【目標設定の考え方等】

長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたり、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進や差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進に努める。

【実績の推移】

実績	令和3年度	令和4年度
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	–	–
精神病床における1年以上長期入院患者数	204 人	206 人
精神病床における早期退院率	–	–

※　精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数及び精神病床における入院後3か月、6か月、1年時点の退院率については、国の調査指標が変更され、現時点において実績データは出ていない。

【令和4年度までの評価】

- 計画の達成状況

  目標の精神病床における1年以上長期入院患者数190人以下を満たすことはできなかった。

- 状況分析

  令和2年10月に設置した保健、医療及び福祉関係者による協議の場を令和4年度にも開催するなど目標達成のための活動に取り組んでいる。

【令和5年度の取組】

- 協議の場を活用し、地域共生社会の実現をめざす。

（3）　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【令和5年度末までの目標】

- 地域生活支援拠点等を確保しつつ、自立支援協議会において年 1 回以上運用状況を検証・検討する。

【目標設定の考え方等】

- 地域生活支援拠点は面的整備を進めている。

【主な取組】

- 基幹相談支援センターは令和2年10月に設置済み。
- 令和4年度は自立支援協議会の地域移行・居住生活支援部会において、重度障がい者の利用者を受け入れるショートステイの確保などについて地域の課題を確認した。
- 関係機関と連携することにより、緊急時の受入体制の整備を進めていく(緊急居室確保事業の開始)。

【令和4年度までの評価】

- 計画の達成状況

  基幹相談支援センターを設置し、面的整備を進めることにより計画は達成している。
- 状況分析

  自立支援協議会を開催し、地域連携ネットワークの構築を進めている。

【令和5年度の取組】

- 令和2年10月に設置した基幹相談支援センターを通じて、地域連携ネットワークの構築を図るとともに自立支援協議会を活用して面的整備を進める。

(4)　福祉施設から一般就労への移行等

【令和5年度末までの目標値】

就労移行支援等を通じた一般就労移行者数	11 人
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	6 人
就労継続支援 A 型を通じた一般就労移行者数	3 人
就労継続支援 B 型を通じた一般就労移行者数	2 人
就労定着支援の利用率	7 割
就労定着支援の就労定着率	就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が全体の7割以上
就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額	14,821 円

【目標設定の考え方等】

- 目標の11人に対し、令和4年度末時点で19人が福祉施設から一般就労へ移行している。市としては、福祉施設利用者を対象とした職業体験を実施するなど就労移行に取り組んでいる。また、就労継続支援B型事業所の工賃も令和元年度時点より大きく増額となっている。

【実績の推移】

実績	令和３年度	令和4年度
就労移行支援等を通じた一般就労移行者数	10人	9人
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	4人	5人
就労継続支援Ａ型を通じた一般就労移行者数	2人	1人
就労継続支援Ｂ型を通じた一般就労移行者数	3人	3人
就労定着支援の利用率	0割	1割
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	0割	0割
就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額	20,818円	16,129円

【令和4年度までの評価】

○就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数

- 計画の達成状況

  目標値11人に対し、実績値19人。

- 状況分析

  就労継続支援Ａ型を通じた一般就労移行者数が減少している。

○就労定着支援の利用者数

- 計画の達成状況

  目標値４人に対し、実績値8人。

- 状況分析

  利用者数が増加傾向にある。

○就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額

- 計画の達成状況

  令和４年度の実績は16,129円であり、目標値の14,821円を大きく上回っている。

- 状況分析

  いくつかの事業所の企業努力により、工賃の平均額を大きくしている。

【令和5年度の取組】

- 職場実習等を行える場の確保に協力し、就労移行支援等利用者の働くモチベーションの向上に努める。

（5）　相談支援体制の充実・機能強化等

【令和5年度末までの目標】

- 令和２年度に基幹相談支援センターを設置済みである。

【目標設定の考え方等】

- 計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みを構築し、改めてその相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けて検討を進める。

【令和4年度までの評価】

- 計画の達成状況
  基幹相談支援センターを設置し計画目標を達成している。
- 状況分析
  基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の機能強化を進めている。

【令和5年度の取組】

- 自立支援協議会の相談支援部会にて総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けて検討する。

（6） 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【令和5年度末までの目標】

障がい福祉サービス等に係る各種研修に市職員が適宜参加する。

【目標設定の考え方等】

大阪府との協議・検討の上、今後の方針を決定する。

【令和4年度までの評価】

- 計画の達成状況
  各種研修に職員が適宜出席した。
- 状況分析
  各種研修に参加することにより市職員のスキル及び質が向上した。

【令和5年度の取組】

- 今後も職員が適宜研修に参加する。

5．第２期高石市障がい児福祉計画の成果目標の実績

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

【令和5年度末までの目標値】

児童発達支援センター	１箇所
保育所等訪問支援	１箇所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	３箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	３箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	継続運営

【目標設定の考え方等】

● 児童発達支援センターの運営を継続するとともに、保育所等訪問支援の利用体制の整備を進める。また、地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進に努める。

【実績の推移】

実績	令和３年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター	１箇所	１箇所	１箇所
保育所等訪問支援	１箇所	１箇所	１箇所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	３箇所	４箇所	4箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	３箇所	４箇所	4箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	有	有	有

※　令和5年度は令和6年2月末時点の数値。

【令和4年度までの評価】

① 児童発達支援センターの設置

● 計画の達成状況

児童発達支援センターを設置し、計画目標を達成している。

● 状況分析

児童発達支援センターを中心に障がい児支援の体制強化を進めていく。

② 保育所等訪問支援の実施

● 計画の達成状況

保育所等訪問支援の利用箇所数については目標を達成している。

● 状況分析

利用者数の目標は達成しているので、引き続き制度の周知に努める。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

● 計画の達成状況

目標の3箇所以上設置しており、達成している。

- 状況分析

目標を達成している。

④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

- 計画の達成状況

目標の3箇所以上設置しており、達成している。

- 状況分析

目標を達成している。

⑤ 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場の設置

- 計画の達成状況

協議の場を設置している。

- 状況分析

目標を達成している。

【令和5年度の取組】

- 目標を達成しており、引き続き障がい児の地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進に努める。

第2章　計画の基本的な考え方

1.　基本理念

本市では、令和3年3月に「第5次高石市総合計画」を策定し、「明日の担い手を育む」「みんなで支え合い、健やかに過ごせる」「安全・安心で快適に暮らせる」「人を惹きつける魅力と活力があふれる」「持続可能なよりよい未来へつなぐ」を目標に「みんなが輝く　育みと健幸の住みよいまち」をめざすとしています。

また、令和2年3月に策定された「第3次高石市障がい者計画」では基本理念を「ともに支えよう　一人ひとりの自立　ともにつくろう　やさしいまち」とし、『すべての障がいのある人は、社会を構成する一員として基本的人権を有し、かけがえのない個人として尊重される共生社会の実現』と『障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、自立と社会参加の実現をめざしたやさしいまちづくりの推進』を進めており、本計画においても、同理念を継承します。

ともに支えよう　一人ひとりの自立
ともにつくろう　やさしいまち

○すべての障がいのある人は、社会を構成する一員として基本的人権を有し、かけがえのない個人として尊重される共生社会の実現

○障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、自立と社会参加の実現をめざしたやさしいまちづくりの推進

2. 基本的な視点

本計画の策定にあたり国の基本指針では、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等」「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」「地域共生社会の実現に向けた取組」「障がい児の健やかな育成のための発達支援」「障がい福祉人材の確保・定着」及び「障がい者の社会参加を支える取組定着」の基本理念を定めています。

また、大阪府では、「すべての人間(ひと)が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に基本原則として「障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持」「多様な主体の協議による地域づくり」「あらゆる分野における大阪府全体の底上げ」「合理的配慮によるバリアフリーの充実」「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」を定め、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供するための体制の整備等を進めています。

本市においても、一人ひとりが尊重され、お互いの多様性を認めながら、それぞれが役割を持ち、支え合うことで自分らしく活躍する社会をめざし、障がいの有無にかかわらず、すべての人が自己の決定を尊重され社会参加と自己実現を図りながら住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう国の基本指針や大阪府の基本理念等に基づき、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の計画的な整備を図ります。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の体制の整備を推進します。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの充実を図るとともに発達障がい者や高次脳機能障がい者が障害者総合支援法の給付対象であることを周知し、難病患者等の障がい福祉サービスの活用を促進します。並びに障がい福祉計画等においても難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所等から地域生活への移行については、障がい者やその家族、施設・事業所職員等の地域移行への意識向上・理解促進に早期に取り組み、グループホームの体験利用の推進などの支援体制の充実を図るとともに、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。例えば重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、重度化・高齢化に対応したグループホームを充実させることなどにより、障がい者が安心して暮らすことができる住まいの場を提供し、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制の整備を推進することが重要です。

また、地域生活支援拠点等の整備や卒業・就職等の生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした継続的な支援を行う必要があります。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要があります。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（4）地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築の推進に取り組む際、市町村においては、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、以下に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討します。

・地域の相談等を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核的機能や伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
・相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援
・コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援

（5）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児通所支援や障がい児相談支援については市町村、障がい児入所支援については大阪府を実施主体の基本とし、障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児支援の均てん化を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築を図るとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児に対する支援においては、包括的な支援体制を構築します。

（6）障がい福祉人材の確保・定着

障がい福祉人材（特にグループホームの世話人や相談支援専門員）の確保・定着を図るためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、障がい福祉現場におけるハラスメント対策や ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減・業務の効率化に取り組んでいくことが重要です。

（7）障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり、その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会をめざすことが重要です。特に、関係部局と連携し、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図るとともに、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。さらに、関係部局との連携を図りつつ障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図ります。また、体育館や宿泊施設、遊技施設等のバリアフリー化や情報保障などハード面とソフト面での環境整備が必要です。

＜障がい福祉・障がい児福祉計画 成果目標と活動指標の関係＞

【成果目標】

■福祉施設の入所者の地域生活への移行
○地域生活移行者数
○施設入所者の削減数

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
○精神病床における1年以上の長期入院患者数
○精神病床における早期退院率

■地域生活支援の充実
○地域生活支援拠点等の機能の充実
○強度行動障がいを有する者に対する支援体制の充実

■福祉施設から一般就労への移行等
○福祉施設から一般就労への移行
○就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率
○就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額

■相談支援体制の充実・強化等

■障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■障がい児支援の提供体制の整備等
○重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置
○障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

【活動指標】（1人あたりの月平均利用量等）

■訪問系サービス及び短期入所
○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障がい者等包括支援 ○短期入所（ショートステイ）
■日中活動系サービス
○生活介護 ○自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援Ａ型 ○就労継続支援Ｂ型 ○就労選択支援 ○就労定着支援 ○療養介護
■自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援・地域生活支援拠点等
○自立生活援助 ○共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援 ○地域生活支援拠点等の設置 ○地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置 ○地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
○保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ○保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ○保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ○精神障がい者の地域移行支援 ○精神障がい者の地域定着支援 ○精神障がい者の共同生活援助（グループホーム） ○精神障がい者の自立生活援助 ○精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

■地域生活支援事業
○理解促進研修・啓発事業 ○自発的活動支援事業 ○相談支援事業（障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業〈居住サポート事業〉） ○成年後見制度利用支援事業 ○成年後見制度法人後見支援事業 ○意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業） ○日常生活用具給付等事業（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具〈住宅改修費〉） ○手話奉仕員養成研修事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センター

■福祉施設から一般就労への移行
○就労移行支援 ○就労選択支援 ○就労定着支援

■相談支援
○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
■相談支援体制の充実・強化のための取組
○基幹相談支援センターの設置 ○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 ○地域の相談支援事業所の人材育成の支援 ○地域の相談機関との連携強化の取組 ○個別事例の支援内容の検証 ○基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置 ○協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施及び参加事業者・機関数 ○協議会の専門部会の設置及び実施

■障がい福祉サービスの質を向上させるための取組
○障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 ○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ○障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有

■障がい児通所支援・障がい児相談支援
○児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援 ○障がい児相談支援 ○医療的ケア児等コーディネーター配置人数
■発達障がい者等に対する支援
○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者） ○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

1. 成果目標

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画においては、令和8年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）とともに、令和6年度から令和8年度までの各年度の障がい福祉サービス、相談支援及び障がい支援等の各分野における取組の状況を分析するための活動指標（見込み量）を設定し、障がい福祉サービスの充実を図っていきます。

（1） 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 地域生活移行者数

大阪府の基本的な考え方に沿って、これまでの実績及び現状から、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数（38人）の6％にあたる3人が地域生活へ移行することを目標として設定します。

地域生活を支える相談支援や施設の地域移行担当者と連携し、 面談等による地域移行希望者の意向確認や状況把握、地域生活に関する情報提供等により、地域移行の意識醸成等を図り、自立支援協議会（地域移行部会）において、精神科病院や保健所の協力を得ながら地域生活移行者数の増加に努めます。

【国の基本指針】

- 令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数の6％以上の地域移行と、前計画で定めた令和5年度末までの福祉施設の入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定する。

【大阪府の基本的な考え方】

- 令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数の6％以上が地域生活へ移行することを基本とする。

② 施設入所者の削減数

大阪府の基本的な考え方に沿って、地域生活移行者や新たに施設入所が見込まれる人数などを踏まえ、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の1.7％にあたる1人を削減することを目標として設定します。

【国の基本指針】

- 令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数を5％以上削減することを基本とし、令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【大阪府の基本的な考え方】

- 令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数から 1.7％以上削減することを基本とする。

【成果目標】

項目	令和8年度
地域生活移行者数	3人
施設入所者の削減数	1人

（2）　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

＜大阪府が設定＞

国の基本方針に沿った目標設定を大阪府が行います。令和8年度末における精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とします。

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】
- 令和8年度における精神障がいのある人の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。

【成果目標】

項目	大阪府目標値	考え方
精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3 日以上	国の基本方針に沿って、大阪府が目標を設定

② 精神病床における1年以上の長期入院患者数

＜大阪府が設定した目標を按分して設定＞

大阪府においては、従前から積極的に退院促進を図ってきた結果を踏まえ、国の推計式による目標とは異なる目標を設定（65歳以上と65歳未満の区別は設けずに、8,193人）しており、本市における目標は、その人数を令和4年度時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める高石市の割合で按分して設定します。

【国の基本指針】
- 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、令和8年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。

【成果目標】

項目	目標値	考え方
精神病床における1年以上長期入院患者数	182 人	大阪府独自の目標を按分して設定

③ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

＜大阪府が設定＞

国の基本方針に沿った目標設定を大阪府が行います。令和8年度末の入院後3か月時点の退院率は68.9％以上、入院後6か月時点の退院率は84．5％以上、入院後1年時点の退院率は91．0％以上とします。

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

- 地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障がいのある人の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和8年度における目標値を設定する。
- 目標値の設定にあたっては、令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68．9％以上、入院後6か月時点の退院率を84．5％以上、入院後1年時点の退院率を91．0％以上とすることを基本とする。

【成果目標】

項目	大阪府目標値		考え方
精神病床における早期退院率	3か月時点	68.9%以上	国の基本方針に沿って、大阪府が目標を設定
	6か月時点	84.5%以上	
	1年時点	91.0%以上	

（3）　地域生活支援の充実

①　地域生活支援拠点等の機能の充実

本市では、第6期障がい福祉計画期間中に地域生活支援拠点（面的整備型）を整備しており、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、PDCAサイクルの視点で、毎年1回以上、運用状況の検証・検討を行い、機能の充実を図ります。障がい者を支援する家族等の介護者の高齢化や当事者の重度化に伴い、地域全体で地域生活を支える仕組みを構築するため、地域生活を支える相談支援及び意思決定支援の充実やグループホーム等のサービス提供基盤の拡充を大阪府と連携して進めることも必要です。

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【成果目標】

項目	考え方
地域生活支援拠点の運用状況、機能充実のための体制構築に係る検証及び検討	自立支援協議会において年1回以上運用状況を検証・検討する

②　強度行動障がいを有する者に対する支援体制の充実

国及び大阪府の方針に基づき、令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを目標とします。

行政、基幹相談支援センター、障がい福祉サービス事業所等が連携し、強度行動障がい者のサービス事業所等の選択の幅を広げ、充実した生活を送るための支援を進めることが必要です。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

- 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに強度行動障がいのある人に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。
  - ・各市町村又は圏域において、強度行動障がいのある人の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施
  - ・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和4年3月）を参考とした取組を実施

【成果目標】

項目	考え方
強度行動障がいを有する者に対する支援ニーズの把握や情報共有等による、支援体制の整備	強度行動障がい者のニーズ調査を実施し、支援体制を進める

（4）福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に沿って、令和8年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍、併せて、事業ごとの移行者数の令和3年度実績に対する目標値を就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍として目標を設定します。なお、設定にあたっては、大阪府が設定する目標値を按分した数値を目標として設定します。公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、自立支援協議会の就労支援部会等で情報共有を深めます。また、積極的に学びの場を提供している事業所については、圏域の関係機関などにも周知し、情報共有します。

【国の基本指針】

- 令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1．28倍以上とすることを基本とし、就労移行支援1．31倍以上、就労継続支援 A 型1．29倍以上、就労継続支援 B 型1．28倍以上とする。
- また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

- 国の基本指針の趣旨を踏まえ、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とする。

【成果目標】

福祉施設（就労移行支援事業）から一般就労への移行者数

項目	令和８年度
就労移行支援事業等（合計）	13 人
就労移行支援	６人
就労継続支援Ａ型	３人
就労継続支援Ｂ型	４人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	6割以上

② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に沿って、就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1．41倍以上とします。令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標として設定します。

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

- 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績1．41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

【成果目標】

項目	令和８年度
就労定着支援事業の利用者数（人/月）	６人/月
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上

③ 就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額

工賃の平均額について、大阪府は独自に成果目標を設定することとしており、大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援Ｂ型事業所において設定した目標額を踏まえた設定となっています。

本市においては、大阪府から提供される市内の就労継続支援 Ｂ 型事業所において設定された、令和8年度の目標工賃及び令和5年度までの工賃の平均額の実績の変動状況を踏まえて額を設定します。

工賃の向上については、自立支援協議会において、工賃向上の手法について情報共有します。

【大阪府の基本的な考え方】

- 大阪府の工賃の令和8年度の目標の設定については、令和3年度の各事業所の目標額と達成状況（実績額）を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。各市町村においては、管内の就労継続支援Ｂ型事業所において設定した令和3年度の目標工賃を踏まえ、目標設定に協力すること。

【成果目標】

項目	令和８年度	(参考)令和３年度	(参考)令和４年度
工賃の平均額	18,473 円	20,818 円	16,129 円

（5）相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターが、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。また、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保します。

基幹相談支援センターにおいて、地域の手助けが必要な利用者など支援が必要な利用者について情報収集するとともに、利用者本人の状況を把握し、セルフプランの作成について配慮しながら相談員が必要と考えられるときは、相談支援専門員による計画相談支援等についても丁寧に説明することで、相談支援体制の充実・強化に向けて、引き続き支援します。

また、就労選択支援など新たな障がい福祉サービス等の情報についても自立支援協議会等で情報提供します。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【大阪府の基本的な考え方】

- 令和8年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置（複数市町村による共同設置含む）するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を各市町村において確保する。
- また、令和8年度末までに、全ての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【成果目標】

項目	考え方
基幹相談支援センターの地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	基幹相談支援センターは設置済みであり、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保する
地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うために必要な協議会の体制の確保	自立支援協議会相談支援部会の活動状況を踏まえ、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行い、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

（6）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

大阪府の基本的な考え方に沿って、事業所等のサービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システム等での過誤項目、内容等について集団指導等の場で注意喚起を行い、情報共有する体制を構築することを基本とします。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

【大阪府の基本的な考え方】

- 報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるための目標設定を行う。
- 市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から、報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定すること。

【成果目標】

項目	考え方
請求事務における過誤調整項目や内容について、集団指導等の場で情報共有する体制を構築する	不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等について、関係機関と連携し、効果的な方法で取り組む

2. 活動指標

（1）訪問系サービス及び短期入所

【サービスの概要】

サービス名	対象・事業概要
居宅介護	障がいのため、日常生活を送るのに支障がある人
	自宅で入浴や排せつ、食事の介助などのサービスを提供
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常時介護を必要とする人
	自宅での入浴や排せつ、食事の介助などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供
同行援護	視覚障がいのある人
	外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を提供
行動援護	常に介護を必要とする知的障がいまたは精神障がいのある人
	外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を提供
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人
	介護の必要の程度が著しく高い場合、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供
短期入所 （ショートステイ）	介護者が病気の場合などの理由により、障がい者支援施設などへの短期間の入所が必要な人
	障がい者支援施設などで、入浴、排せつ、食事の介助などのサービスを提供

【第6期の実績】

サービス名	種別	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	身体	人／月	45	43	45	44	45	43
		時間／月	765	833	765	832	765	903
	知的	人／月	45	55	46	59	47	55
		時間／月	675	766	690	703	705	715
	精神	人／月	81	96	87	113	93	101
		時間／月	1,053	1,157	1,131	1,132	1,209	1,191
	児童	人／月	7	8	7	9	7	7
		時間／月	112	93	112	95	112	91
	合計	**人／月**	**178**	**202**	**185**	**225**	**192**	**206**
		時間／月	**2,605**	**2,849**	**2,698**	**2,762**	**2,791**	**2,900**
重度訪問介護	身体	人／月	7	4	7	4	7	4
		時間／月	420	416	420	651	420	857
	知的	人／月	1	0	1	0	1	0
		時間／月	67	0	67	0	67	0
	精神	人／月	1	0	1	0	1	0
		時間／月	67	0	67	0	67	0
	合計	**人／月**	**9**	**4**	**9**	**4**	**9**	**4**
		時間／月	**554**	**416**	**554**	**651**	**554**	**857**

サービス名	種別	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
同行援護	身体	人／月	26	23	26	24	26	23
		時間／月	620	502	620	567	620	620
	児童	人／月	0	0	0	0	0	0
		時間／月	0	0	0	0	0	0
	合計	**人／月**	26	23	26	24	26	23
		時間／月	620	502	620	567	620	620
行動援護	知的	人／月	**1**	**5**	**1**	**3**	**1**	**4**
		時間／月	**16**	**116**	**16**	**85**	**16**	**130**
	精神	人／月	0	0	0	0	0	0
		時間／月	0	0	0	0	0	0
	児童	人／月	3	0	3	0	3	1
		時間／月	29	0	29	0	29	20
	合計	**人／月**	**4**	**5**	**4**	**3**	**4**	**5**
		時間／月	**45**	**116**	**45**	**85**	**45**	**150**
重度障がい者等包括支援	**合計**	**人／月**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
		時間／月	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
短期入所（ショートステイ）	身体	人/月	3	4	3	2	3	3
		人日分/月	7	12	7	4	7	4
	知的	人/月	41	32	43	25	44	28
		人日分/月	205	116	215	140	220	120
	精神	人/月	3	3	3	1	3	4
		人日分/月	15	6	15	2	15	14
	児童	人/月	4	4	4	2	4	5
		人日分/月	28	24	28	45	28	53
	合計	**人/月**	**51**	**43**	**53**	**30**	**54**	**40**
		人日分/月	**255**	**158**	**265**	**191**	**270**	**191**

※令和5年度の実績は4～9月の半期分

【第6期の達成状況】

- 居宅介護は、身体障がいのある人と児童を除いて、利用者数は計画を上回りました。
- 重度訪問介護、同行援護は、利用者数は計画を下回りました。
- 行動援護は、児童を除いて、利用者数、利用時間ともに計画を上回りました。
- 重度障がい者等包括支援は、利用がありませんでした。
- 短期入所は、利用者数、延べ利用者数とも、計画を下回りました。

【第7期の見込み量】

サービス名	種別	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護	身体	人／月	43	44	45
		時間／月	947	994	1,042
	知的	人／月	58	62	66
		時間／月	724	734	743
	精神	人／月	111	121	133
		時間／月	1,281	1,379	1,483
	児童	人／月	7	8	9
		時間／月	87	89	91
	合計	**人／月**	**219**	**235**	**253**
		時間／月	**3039**	**3196**	**3359**
重度訪問介護	身体	人／月	4	4	4
		時間／月	1,046	1,276	1,556
	知的	人／月	0	0	0
		時間／月	0	0	0
	精神	人／月	0	0	0
		時間／月	0	0	0
	合計	**人／月**	**4**	**4**	**4**
		時間／月	**1046**	**1276**	**1556**
同行援護	身体	人／月	26	26	26
		時間／月	673	673	673
	児童	人／月	0	0	0
		時間／月	0	0	0
	合計	**人／月**	**26**	**26**	**26**
		時間／月	**673**	**673**	**673**
行動援護	知的	人／月	4	4	4
		時間／月	130	130	130
	精神	人／月	0	0	0
		時間／月	0	0	0
	児童	人／月	1	1	1
		時間／月	20	20	20
	合計	**人／月**	**5**	**5**	**5**
		時間／月	**150**	**150**	**150**
重度障がい者等包括支援	重度障がい	人／月	0	0	0
		時間／月	0	0	0
短期入所（ショートステイ）	身体	人/月	4	4	4
		人日分/月	12	12	12
	知的	人/月	29	29	30
		人日分/月	140	140	140
	精神	人/月	4	4	4
		人日分/月	14	14	14
	児童	人/月	5	5	5
		人日分/月	50	50	50
	合計	**人/月**	**42**	**42**	**43**
		人日分/月	**216**	**216**	**216**

【見込み・方向性】

- 居宅介護は、一定のニーズがあることから、利用が増加すると見込んでいます。
- 重度訪問介護は、利用時間が大幅に増加すると見込んでいます。
- 同行援護は、一定のニーズがあると見込んでいます。
- 行動援護は、利用者数、利用時間ともに直近の状況を反映させています。
- 重度障がい者等包括支援は、本計画期間中に見込み量を設定していませんが、ニーズに応じてサービスの提供を検討します。
- 短期入所は、利用が増加するものと見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護については、事業所が市内を含め近隣市町等に多くあり、見込み量は確保されるものと想定されます。
- 短期入所は、市内の事業所及び近隣市町の事業所で対応することを見込んでいます。また、重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や、家族のニーズ把握、協議会等を活用して、短期入所の役割や在り方について検討します。

（2）日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	対象・事業概要
生活介護	常に介護を必要とする人
	主として昼間、障がい者支援施設などの施設で、食事、入浴、排せつなどの介助、日常生活上の支援を行うことと、軽作業などの生産活動や創作的活動の機会を提供
自立訓練（機能訓練）	障がいの種類を問わず利用可能
	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活機能の向上のために必要な訓練などを提供
自立訓練（生活訓練）	障がいの種類を問わず利用可能
	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活機能の向上のために必要な訓練などを提供。また、視覚障がい者に対する専門的訓練を提供
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人
	一定の期間、事業所における作業や企業における実習などを通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を提供
就労継続支援Ａ型	一般事業者に雇用されることが困難で、事業所内で雇用契約に基づく就労が可能な人
	一般就労に向け、必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練などのサービスを提供
就労継続支援Ｂ型	企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人。また、就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
	雇用契約を終結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援などのサービスを提供

サービス名	対象・事業概要
就労選択支援	就労を希望、または、就労の継続を希望する障がいのある人
	障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスを提供
就労定着支援	生活介護や自立訓練、就労移行支援事業等を利用し、一般就労へ移行した人
	企業や自宅等への訪問などにより、生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などを支援
療養介護	医療を必要とし、常時介護を必要とする人
	主に昼間、病院やその他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供

【第6期の実績】

サービス名	種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	身体	人/月	18	15	18	17	18	15
		人日分/月	275	257	275	311	275	292
	知的	人/月	120	110	123	110	127	111
		人日分/月	2,160	2,095	2,214	2,168	2,286	2220
	精神	人/月	7	12	8	11	8	9
		人日分/月	98	105	112	105	112	122
	合計	**人/月**	**145**	**137**	**149**	**138**	**153**	**135**
		人日分/月	**2,533**	**2,457**	**2,601**	**2,584**	**2,673**	**2,634**
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	身体	人/月	0	1	0	1	0	1
		人日分/月	0	21	0	19	0	19
	知的	人/月	5	2	5	2	5	1
		人日分/月	82	16	82	11	82	4
	精神	人/月	3	0	3	4	3	3
		人日分/月	42	0	42	28	42	42
	合計	**人/月**	**8**	**3**	**8**	**7**	**8**	**5**
		人日分/月	**124**	**37**	**124**	**58**	**124**	**65**
就労移行支援	身体	人/月	3	2	3	1	4	0
		人日分/月	53	41	53	7	71	0
	知的	人/月	6	9	6	2	6	5
		人日分/月	116	85	116	35	116	72
	精神	人/月	11	12	12	13	13	13
		人日分/月	140	182	152	193	165	115
	合計	**人/月**	**20**	**23**	**21**	**16**	**23**	**18**
		人日分/月	**309**	**308**	**321**	**235**	**352**	**187**
就労継続支援Ａ型	身体	人/月	6	4	6	3	6	3
		人日分/月	99	61	99	59	99	41
	知的	人/月	13	10	13	8	14	11
		人日分/月	253	182	253	162	272	199
	精神	人/月	15	17	15	14	15	21
		人日分/月	253	197	253	274	253	348
	合計	**人/月**	**34**	**31**	**34**	**25**	**35**	**35**
		人日分/月	**605**	**440**	**605**	**495**	**624**	**588**

サービス名	種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労継続支援Ｂ型	身体	人/月	10	16	10	19	10	22
		人日分/月	151	265	151	351	151	397
	知的	人/月	79	80	81	80	83	89
		人日分/月	1,501	1,429	1,539	1,501	1,577	1620
	精神	人/月	69	73	74	89	79	113
		人日分/月	1,173	1,225	1,258	1,526	1,343	1676
	合計	**人/月**	**158**	**169**	**165**	**188**	**172**	**224**
		人日分/月	**2,825**	**2,919**	**2,948**	**3,378**	**3,071**	**3,693**
就労定着支援	身体	人/月	0	2	0	2	0	1
	知的	人/月	2	0	2	2	2	3
	精神	人/月	2	2	2	4	2	4
	合計	**人/月**	**4**	**4**	**4**	**8**	**4**	**8**
療養介護	利用者数	人/月	9	9	9	9	9	9

※令和5年度の実績は4～9月の半期分

【第6期の達成状況】

- 生活介護は、利用者数、延べ利用者数ともに計画を下回りましたが、精神障がいのある人においては、利用者数、延べ利用者数ともに計画を上回りました。
- 自立訓練は、利用者数、延べ利用者数ともに計画を下回りましたが、身体障がいのある人においては、利用を想定していませんでしたが、1人の利用がありました。
- 就労移行支援は、利用者数、延べ利用者数ともに計画を下回りましたが、知的障がいのある人においては、令和３年度の利用者数、精神障がいのある人においては、令和3、4年度の利用者数、延べ利用者数ともに計画を上回りました。
- 就労継続支援Ａ型は、身体障がいのある人及び知的障がいのある人において、計画を下回りましたが、精神障がいのある人においては計画を上回りました。
- 就労継続支援Ｂ型は、利用者数、延べ利用者数ともに計画を上回りました。
- 就労定着支援は、計画を上回りました。
- 療養介護は、計画通りでした。

【第7期の見込み量】

サービス名	種別	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活介護	身体	人/月	18	18	18
		人日分/月	300	300	300
	知的	人/月	112	113	113
		人日分/月	2,272	2,324	2,378
	精神	人/月	12	12	12
		人日分/月	120	120	120
	合計	**人/月**	**142**	**143**	**143**
		人日分/月	**2,692**	**2,744**	**2,798**
自立訓練 （機能訓練）	身体	人/月	1	1	1
		人日分/月	21	21	21
	知的	人/月	1	1	1
		人日分/月	12	12	12
	精神	人/月	1	1	1
		人日分/月	16	16	16
	合計	**人/月**	**3**	**3**	**3**
		人日分/月	**49**	**49**	**49**
自立訓練 （生活訓練）	身体	人/月	0	0	0
		人日分/月	0	0	0
	知的	人/月	1	1	1
		人日分/月	16	16	16
	精神	人/月	1	1	1
		人日分/月	19	19	19
	合計	**人/月**	**2**	**2**	**2**
		人日分/月	**35**	**35**	**35**
就労移行支援	身体	人/月	4	4	4
		人日分/月	48	48	48
	知的	人/月	9	9	9
		人日分/月	120	120	120
	精神	人/月	16	17	18
		人日分/月	200	210	220
	合計	**人/月**	**29**	**30**	**31**
		人日分/月	**368**	**378**	**388**
就労継続支援 Ａ型	身体	人/月	6	6	6
		人日分/月	99	99	99
	知的	人/月	12	12	13
		人日分/月	200	201	202
	精神	人/月	22	23	24
		人日分/月	350	360	370
	合計	**人/月**	**40**	**41**	**43**
		人日分/月	**649**	**660**	**671**

サービス名	種別	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
就労継続支援Ｂ型	身体	人/月	22	24	26
		人日分/月	397	443	489
	知的	人/月	98	108	118
		人日分/月	1,732	1,852	1,980
	精神	人/月	124	136	149
		人日分/月	1,891	2,133	2,407
	合計	**人/月**	**244**	**268**	**293**
		人日分/月	**4,020**	**4,428**	**4,876**
就労選択支援	身体	人/月	―	1	2
	知的	人/月	―	5	11
	精神	人/月	―	8	15
	合計	**人/月**	―	14	28
就労定着支援	身体	人/月	1	1	1
	知的	人/月	3	3	3
	精神	人/月	4	4	4
	合計	**人/月**	**8**	**8**	**8**
療養介護	利用者数	人/月	9	10	10

【見込み・方向性】

- 就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型は、利用者数、延べ利用者数ともに増加を見込んでいます。
- 自立訓練は、機能訓練、生活訓練の目標値をそれぞれ設定しました。
- 就労選択支援は、令和7年10月1日施行となっていますが、現時点ではサービス内容が確定していません。

【見込み量確保のための方策】

- 日中活動系サービスのいずれの事業も、圏域の事業所で見込み量が確保されることを想定しています。

（3）　自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援・地域生活支援拠点等

【サービスの概要】

サービス名	対象・事業概要
自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時必要な情報の提供や助言などの援助が必要な人で、一人暮らしなどで日常生活を営む上での諸問題に関する支援が見込めない人
	定期的な巡回訪問や随時の相談や要請などに対応し、地域生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整、生活環境などの整備
共同生活援助（グループホーム）	就労または就労継続支援などの日中活動を利用しており、地域において自立した日常生活を営む上で、相談などの日常生活上の援助が必要な人
	家事などの日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援を利用している人
	日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつまたは食事の介助など、障がい者支援施設において必要な介護・支援を実施

【第6期の実績】

サービス名	種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	身体	人／月	1	0	1	0	1	0
	知的	人／月	1	0	1	0	1	0
	精神	人／月	1	0	1	0	1	0
	合計	**人／月**	**3**	**0**	**3**	**0**	**3**	**0**
共同生活援助（グループホーム）	身体	人／月	2	4	2	4	2	5
	知的	人／月	48	55	50	57	51	73
	精神	人／月	12	15	13	22	14	32
	合計	**人／月**	**62**	**74**	**65**	**83**	**67**	**110**
施設入所支援	身体	人／月	7	7	7	8	7	8
	知的	人／月	28	29	28	29	28	30
	精神	人／月	0	0	0	1	0	1
	合計	**人／月**	**35**	**36**	**35**	**38**	**35**	**39**

※令和5年度の実績は4～9月の半期分

【第6期の達成状況】

- 現在、本市内には自立生活援助の事業所はなく、利用実績はありませんでした。
- 共同生活援助、施設入所支援とも、計画を上回りました。

【第7期の見込み量】

サービス名	種別	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立生活援助	身体	人／月	1	1	1
	知的	人／月	1	1	1
	精神	人／月	1	1	1
	合計	**人／月**	**3**	**3**	**3**
共同生活援助（グループホーム）	身体	人／月	6	6	7
	知的	人／月	81	89	99
	精神	人／月	45	63	87
	合計	**人／月**	**132**	**158**	**193**
施設入所支援	身体	人／月	8	8	7
	知的	人／月	30	30	30
	精神	人／月	1	0	0
	合計	**人／月**	**39**	**38**	**37**
地域生活支援拠点等の設置		箇所	1	1	1
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置		人	1	1	1
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施		回/年	1	1	1

【見込み・方向性】

- 施設入所者の地域移行を進め、今後も共同生活援助（グループホーム）の利用が増加することを見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

- 圏域の事業所での対応を見込んでいます。
- 入所等から地域生活への移行を進めるにあたっては、重度化・高齢化した人や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある人でも地域で暮らすことができるよう、圏域内での重度化・高齢化にも対応したグループホームなどの事業所の情報収集に努めます。

（4）相談支援

【サービスの概要】

サービス名	対象・事業概要
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する人と、障がい福祉サービスを利用する児童
	支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案を策定。支給決定または変更後、サービス事業者などとの連絡調整、計画の作成を実施
地域移行支援	障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している人、精神科病院に入院している精神障がいのある人
	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所などへの同行支援などを実施
地域定着支援	居宅において生活する単身者など
	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに、相談、緊急訪問、緊急対応などを行う

【第6期の実績】

サービス名	種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	身体	人／月	10	15	10	19	10	18
	知的	人／月	35	50	36	57	37	62
	精神	人／月	30	49	32	58	34	50
	合計	**人／月**	**75**	**114**	**78**	**134**	**81**	**130**
地域移行支援	身体	人／月	0	2	0	0	0	0
	知的	人／月	0	0	0	0	0	0
	精神	人／月	0	0	0	0	0	0
	合計	**人／月**	**0**	**2**	**0**	**0**	**0**	**0**
地域定着支援	身体	人／月	0	0	0	0	0	0
	知的	人／月	0	0	0	1	0	0
	精神	人／月	2	2	3	0	3	0
	合計	**人／月**	**2**	**2**	**3**	**1**	**3**	**0**

※令和5年度の実績は4～9月の半期分

【第6期の達成状況】

- 障がい福祉サービス等を利用するための「サービス等利用計画」を策定する計画相談支援の利用を促進し、計画を大きく上回りました。
- 地域移行支援は、利用を見込んでいませんでしたが、令和3年度に2人の利用がありました。
- 地域定着支援は、計画を下回っていますが、令和3年度に2人、令和4年度に1人の利用がありました。

【第7期の見込み量】

サービス名	種別	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援	身体	人／月	21	25	29
	知的	人／月	71	82	94
	精神	人／月	58	68	80
	児童	人／月	1	1	1
	合計	**人／月**	**151**	**176**	**204**
地域移行支援	身体	人／月	1	1	1
	知的	人／月	1	1	1
	精神	人／月	1	1	1
	合計	**人／月**	**3**	**3**	**3**
地域定着支援	身体	人／月	1	1	1
	知的	人／月	1	1	1
	精神	人／月	1	1	1
	合計	**人／月**	**3**	**3**	**3**

【見込み・方向性】

- 計画相談支援は、今後も障がい福祉サービスの利用を進めることに応じて、利用者が増加することを見込んでいます。
- 地域移行支援、地域定着支援は、第6期の実績をもとに、利用を見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

- 市内の事業所で、見込み量は確保されると想定しています。
- 相談支援専門員のスキルアップについては、自立支援協議会等による研修会により、さらなるスキルアップに努めます。
- 相談支援専門員の人員確保については、圏域で対応します。

（5）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第7期の見込み量】

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人/月	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人/月	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）	人/月	45	63	87
精神障がい者の自立生活援助	人/月	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人/月	1	1	1

【見込み・方向性】

- 保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進します。

【見込み量確保のための方策】

- 圏域の事業所で対応することを見込んでいます。基幹相談支援センターが保健所などと連携し、支援内容の充実に努めます。

（6）相談支援体制の充実・強化のための取組

【サービスの概要】

サービス名	事業概要
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域全体の相談支援体制の充実を図るため、地域の相談支援事業者との連携やネットワークの強化を推進

【第6期の実績】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有	有	有

【第7期の見込み量】

サービス名	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	件/年	1	1	1
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件/年	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組	回/年	1	1	1
個別事例の支援内容の検証	回/年	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	人	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施及び参加事業者・機関数	回/年	1	1	1
	社/年	1	1	1
協議会の専門部会の設置及び実施	設置数	5	5	5
	回/年	2	2	2

【見込み・方向性】

- 基幹相談支援センターを地域における相談支援の中核機関とし、市は同センターと十分連携して、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 基幹相談支援センターに、主任相談支援専門員を配置し、相談支援専門員の人材育成に努めるとともに、自立支援協議会において事例検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行う取組を推進します。

（7）障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

【第7期の見込み量】

サービス名	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	6	6	6
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	年間実施回数	12	12	12
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有
	年間実施回数	3	3	3

【見込み・方向性】

- 大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ積極的に参加します。
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用します。

（8） 地域生活支援事業

サービス名	事業概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを通年、実施
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援
障がい者相談支援事業	障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援など、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターへの配置や、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約等による一般住宅への入居にあたって、保証人がいない等の理由により、入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援を実施。また、家主等への相談・助言を通じて、障がい者の地域生活を支援
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援として、申立てに要する経費や後見人報酬に対する補助を実施
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、法人後見の活動の支援を推進
意思疎通支援事業等（コミュニケーション支援事業）	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳などによる支援事業
日常生活用具給付等事業	障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付・貸与することなどにより、日常生活の便宜を供与
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術の習得者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する事業

移動支援事業	社会生活上不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出（例：冠婚葬祭、公的行事への参加など）の際の移動を支援
地域活動支援センター	障がいのある人などが通う施設で、創作的活動や生産活動の機会など、日中活動の場を提供。 ・Ⅰ型　専門職員を配置し、創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の促進などを提供するとともに、相談支援事業を合わせて実施 ・Ⅱ型　雇用や就労が困難な人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを提供 ・Ⅲ型　雇用や就労が困難な人を対象に、創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の促進などを提供

【第6期の実績】

サービス名		単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	無	無	無	無	無	無
障がい者相談支援事業		箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業		有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数	3	1	3	2	3	2
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	利用件数	20	5	20	2	20	0
		利用時間	40	6	40	2	40	0
	要約筆記者派遣事業	利用件数	1	0	1	0	1	0
		利用時間	1	0	1	0	1	0
	手話通訳者設置事業	設置数（人）	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件数	10	4	10	11	10	4
	自立生活支援用具	件数	15	16	15	11	15	8
	在宅療養等支援用具	件数	15	12	15	18	15	6
	情報・意思疎通支援用具	件数	6	3	6	12	6	6
	排せつ管理支援用具	件数	692	710	699	723	706	622
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件数	1	2	1	0	1	0
手話奉仕員養成研修事業		利用者数	4	2	4	6	4	8
移動支援事業	身体	人	14	17	14	20	15	16
		時間	2,632	2,811	2,632	2,919	2,820	1,187
	知的	人	90	70	93	87	96	74
		時間	14,310	9,937	14,787	11,102	15,264	5,152
	精神	人	31	34	33	37	36	29
		時間	8,494	7,875	9,042	7,012	9,864	2,900
	児童	人	13	13	13	14	13	9
		時間	870	820	870	742	870	387
	合計	**人**	**148**	**134**	**153**	**158**	**160**	**128**
		時間	**26,306**	**21,443**	**27,331**	**21,775**	**28,818**	**9,626**
地域活動支援センター		利用者数	113	84	113	182	113	208
		設置数	1	1	1	1	1	1

※令和5年度の実績は4～9月の半期分

【第6期の達成状況】

- 障がい者や家族などが自発的に行う活動を支援する「自発的活動支援事業」、保証人がいないなどの理由で一般住宅への入居が困難な障がい者を支援する「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」は、ニーズがなく実施していません。
- 成年後見制度利用支援事業は、計画を下回っています。
- 成年後見制度法人後見支援事業は、実施していません。
- 意思疎通支援事業は、計画を下回っています。特に、手話通訳者派遣事業は、第5期と比べ、利用が大幅に減少しており、コロナ禍による減少と思われます。
- 日常生活用具給付等事業は、以下の通りとなっています。
  - ・介護訓練支援用具は、令和4年度は計画を上回っていますが、令和5年度は下回る見込みです。
  - ・自立生活支援用具は、令和4年度は計画を下回っていますが、令和5年度は上回る見込みです。
  - ・在宅療養等支援用具は、令和4年度は計画を上回っていますが、令和5年度は下回る見込みです。
  - ・情報・意思疎通支援用具は、令和4年度は計画を上回り、令和5年度は上回る見込みです。
  - ・排せつ管理支援用具は、令和4年度は計画を上回っていますが、令和5年度は下回る見込みです。
  - ・居宅生活動作補助用具は、令和4年度は計画を下回り、令和5年度も下回る見込みです。
- 手話奉仕員養成研修事業は、令和4年度は計画を上回り、令和5年度も計画を上回る見込みです。
- 本市では、地域活動支援センターは、Ⅱ型が１箇所あり、創作活動、機能訓練等を行っています。利用者数は、計画を上回り、増加傾向にあります。

【第7期の見込み量】

サービス名		単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	無	無	無
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		利用者数	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	利用件数	20	20	20
		利用時間	40	40	40
	要約筆記者派遣事業	利用件数	1	1	1
		利用時間	1	1	1
	手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件数	4	4	3
	自立生活支援用具	件数	7	6	6
	在宅療養等支援用具	件数	5	4	3
	情報・意思疎通支援用具	件数	7	8	10
	排せつ管理支援用具	件数	642	663	685
	居宅生活動作補助用具	件数	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		利用者数	11	14	18
移動支援事業	身体	人	20	20	20
		時間	2,919	2,919	2,919

	知的	人	87	87	87
		時間	11,102	11,102	11,102
	精神	人	37	40	43
		時間	7,012	7,344	7,676
	児童	人	14	14	14
		時間	742	742	742
	合計	**人**	**158**	**161**	**164**
		時間	**21,755**	**22,107**	**22,439**
地域活動支援センター		利用者数	235	265	300
		設置数	1	1	1

【見込み・方向性】

- 障がい者相談支援事業については、市、相談支援事業所、基幹相談支援センター等の役割を精査した上で、有機的な連携を図るとともに、多様なニーズへ対応するため、重層的な支援体制の整備を進めます。
- 理解促進研修・啓発事業は、関係機関や障がい者団体等と連携し、地域住民の障がい及び障がい者に対する理解の深化に取り組みつつ、引き続き事業を進めていきます。
- 自発的活動支援事業と住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、ニーズに応じて対応を検討します。
- 成年後見制度については、円滑な利用に向けて、知的障がい者や精神障がい者に対応する相談支援体制の整備や充実を図るとともに、知的障がい者の家族による後見等の開始の審判請求が期待できない場合などは、市長申立の積極的な活用に努めます。
- 意思疎通支援事業は、以下の通り見込みます。
  - ・手話通訳者派遣事業は、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行したことに伴い、需要が回復すると見込まれることから、第6期と同じ目標値としています。
  - ・ニーズに対応し、手話通訳者や要約筆記者の派遣などの利用を促進するため、周知を充実していきます。
- 日常生活用具給付等事業は、ニーズに対応して、必要な生活用具の給付や貸与を行っていきます。
- 移動支援事業は、実績を踏まえつつ、今後も利用者及び利用時間が増えることを見込んでいます。
- 地域活動支援センターについては、障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るとともに、日常生活等に必要な情報の提供を適切かつ効果的に実施します。

（9）　日中一時支援事業

【サービスの概要】

サービス名	事業概要
日中一時支援事業 （ショートステイ）	障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人の日中における活動の場を確保

【第6期の実績】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
日中一時支援事業 （ショートステイ）	利用者数	20	18	20	19	20	15
	利用回数	79	61	79	51	79	24

※令和5年度の実績は4～9月の半期分

【第6期の達成状況】

- 日中一時支援事業（ショートステイ）は、利用者、利用回数ともに計画を下回りました。
- 第5期と比べ、利用が減少しており、コロナ禍の影響と考えられます。

【第7期の見込み量】

サービス名	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
日中一時支援事業 （ショートステイ）	利用者数	20	20	20
	利用回数	79	79	79

【見込み・方向性】

- 新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行したことから、ニーズは第6期と同程度まで回復すると見込まれます。

3. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方について

(1) 全国で必要とされる訪問系サービスの確保

全国どこでも必要な訪問系サービスの提供体制を確保するために、引き続き圏域での訪問系サービスの充実を図ることが必要です。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保

希望する障がい者等への日中活動系サービスの提供体制を確保するために、引き続き圏域での日中活動系サービスの充実を図ることが必要です。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

グループホームの充実を図るとともに、入所施設等から地域生活への移行を進めます。また、グループホームにおける希望する障がい者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要があります。なお、入所施設等から地域生活への移行を進めるにあたっては、重度障がい者や精神保健医療福祉体制の基盤整備等により地域移行が図られる精神障がい者についての必要なサービス量を見込むなど適切に管内の福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努める必要があります。さらに、地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターを配置して地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより機能の充実を図ることが重要です。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

障がい者を雇用していない企業の意識改革、就労移行支援事業所等の確保と機能向上、障がい特性やニーズに応じた支援の充実等を関係機関と連携し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めることが必要です。

(5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者及び難病患者の支援ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や地域資源の開発等を通じた支援体制の整備を図る必要があります。特に支援を要する強度行動障がいを有する者の把握に加え、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携したサービスにつながっていない在宅者の把握、高次脳機能障がいを有する者の支援ニーズの把握、難病患者の多様な症状や障がいなどの特性に配慮し、医療や教育、保健といった専門機関と連携した障がい福祉サービスの利用も含む支援体制の整備を進めることが必要です。

(6) 依存症対策の推進

依存症対策については、幅広い普及啓発、相談機関等の周知及び整備、回復支援が重要であり、関係機関が密接に連携して依存症である者及びその家族に対する支援を進めることが必要です。

4. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方について

(1) 相談支援体制の充実・強化

相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、関係機関との連携に努めることが必要です。

サービス等利用計画の作成については、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性や一貫性を持った障がい福祉サービス等が提供されるよう総合的な調整を行った上で、支給決定に先立ち必ず作成するとともに、施設入所者も含めた利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じて見直さなければならないとされています。

相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握を行うとともに、相談支援を行う人材の育成支援、アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における専門的な指導や助言の実施の他、利用者や地域の障がい福祉サービス及び地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、相談支援事業所の連携を進めます。

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、主任相談支援専門員を計画的に育成・配置するとともに、その機能を有効に活用いたします。

相談支援体制については、指定特定相談支援事業所や委託相談支援事業所等の機関の役割を地域の実情に応じて整理・分担したうえで、連携体制を整備し、基幹相談支援センターが各事業所への助言や人材育成を行い、自立支援協議会を通じて、地域づくりを進めることができる相談支援体制の充実・強化を図ることが必要です。

また、精神障がい者や精神保健に課題を抱える者やその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援を進めることが必要です。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の数等を勘案し、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要があります。

また、地域生活の定着や継続のために、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を圏域で進めることが必要です。

(3) 発達障がい者等に対する支援

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制を構築するとともに、大阪府の初診待機解消等の施策を踏まえ、発達障がいの診断等を専門的に行うことのできる医療機関等の情報提供を関係機関と連携して進めることが重要です。

(4) 自立支援協議会の活性化

自立支援協議会の運営においては、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制整備の取組の活性化を図ることが重要であり、障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善・実効性の確保・機能充実等を図ることが

望ましいとされています。また、自立支援協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画することも重要です。

大阪府と市町村が設置する自立支援協議会が相互に連携し、府内各地域の好事例の取組を共有することや意見交換等を行うことで、協議会の活性化を図る必要があります。

第4章　第３期障がい児福祉計画

1.　成果目標

（1）重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

①　児童発達支援センターの設置

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【成果目標】

項目	令和８年度
児童発達支援センター	１箇所

②　障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

- 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【成果目標】

項目	令和８年度
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努める

（2）　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

- 令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

- 令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定すること。ただし、府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定すること。

【成果目標】

項目	令和８年度
児童発達支援事業所	４箇所
放課後等デイサービス事業所	４箇所

（3）　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

【国の基本指針】
- 令和８年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること。
- 各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】
- 令和８年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を府、各圏域、各市町村で設置することを基本とし、令和８年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各１名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。

【成果目標】

項目	令和８年度	
医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉関係	3人
	医療関係	3人

- 福祉関係で3名のコーディネーターを配置するとともに、保健所などと連携し、医療的ケア児者が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行います。
- 大阪府が設置した医療的ケア児支援センターと連携するとともに医療関係のコーディネーターの配置を進め、圏域を中心に広域的に資源の確保に努めます。

2. 活動指標

（1）障がい児通所支援・障がい児相談支援

【サービスの概要】

サービス名	事業概要
児童発達支援	就学前の児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供
放課後等デイサービス	就学している児童について、授業の就業後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を提供
保育所等訪問支援	保育所等（保育所、幼稚園、小学校等の集団生活を営む施設）を利用中、または今後利用する予定の児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援員が訪問し、集団の中で安定した生活ができるよう支援
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等や医療的ケアや重い疾病のため、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを支援
障がい児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境、本人・保護者の意向等を勘案し、「障がい児支援利用計画案」を作成し、通所給付決定が行われた後に関係者との連絡調整等を行うとともに、「障がい児支援利用計画」を作成

【第2期の実績】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	人／月	51	59	51	54	51	60
	人日分／月	622	502	622	648	622	804
放課後デイサービス	人／月	184	140	185	148	187	149
	人日分／月	1,840	1,801	1,850	1,872	1,870	2,032
保育所等訪問支援	人／月	4	4	4	3	4	2
	回／月	8	4	8	3	8	2
居宅訪問型児童発達支援	人／月	1	0	1	0	1	0
	回／月	1	0	1	0	1	0
障がい児相談支援	人／月	22	28	22	31	23	27
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置人数	2	1	2	2	2	3

※令和5年度の実績は4～9月の半期分

【第2期の達成状況】

- 児童発達支援は、計画を上回り、利用日数は増加傾向にあります。
- 放課後等デイサービスは、利用者数は計画を下回っていますが、延べ利用者数は令和4年度以降は上回っています。
- 保育所等訪問支援は、令和3年度以降、利用は減少傾向にあります。
- 障がい児相談支援は、計画を上回りました。
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置は、計画を上回りました。

【第3期の見込み量】

サービス名	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	人／月	61	63	64
	人日分／月	672	680	689
放課後等デイサービス	人／月	149	151	153
	人日分／月	2,032	2,062	2,092
保育所等訪問支援	人／月	4	4	4
	回／月	8	8	8
居宅訪問型児童発達支援	人／月	1	1	1
	回／月	1	1	1
障がい児相談支援	人／月	34	37	41
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	配置人数	福祉関係3	福祉関係3	福祉関係3
		医療関係1	医療関係2	医療関係3

【見込み・方向性】

- 児童発達支援、障がい児相談支援は、増加を見込んでいます。
- 放課後等デイサービスは、第2期実績と同等の利用があると見込んでいます。
- 保育所等訪問支援は、減少傾向が見られますが、一定のニーズがあると想定しました。
- 居宅訪問型児童発達支援は、利用実績がありませんでしたが、一定のニーズがあると想定しました。
- コーディネーターの配置は、第2期実績を上回る配置数を見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

- 児童発達支援は、市内の事業所は少ないですが、これまでと同程度の見込み量であることから、既存の施設で確保されると想定しています。
- 放課後等デイサービスは、市内の事業所も多く、見込み量は確保されると想定しています。
- 保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。
- 引き続き、3名のコーディネーターを配置し、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行います。また、対象者や事業内容などを踏まえ、事業所などと人材の養成や研修などを検討していきます。

（2）　発達障がい者等に対する支援

【サービスの概要】

事業名	概要
ペアレントトレーニング等の 支援プログラムの実施等	保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムやピアサポートといった当事者同士の共助の場の充実を図ります。

【第2期の実績】

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	30	7	30	18	30	0
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	40	15	40	0	40	0

※令和5年度の実績は4～9月の半期分

【第2期の達成状況】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数は、令和4年度には18人の受講がありました。
- ピアサポートの活動への参加人数は、令和3年度には15人の参加がありました。

【第３期の見込み量】

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	人/年（受講者数）	30	30	30
	人/年（実施者数）	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	40	40	40

【見込み・方向性】

- 発達障がい者等の早期発見・早期支援に向けて、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確立が重要です。

【見込み量確保のための方策】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの支援プログラム、ペアレントメンター養成講座等については、大阪府が開催する講座等の活用を基本として、受講希望者への積極的な情報提供等を行います。
- 発達障がい児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポートの活動の支援を充実します。

3．障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方について

（1） 地域支援体制の構築

児童発達支援センターについては、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障がい児通所支援の体制整備を図ることが重要です。児童発達支援センターの幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能を踏まえ、点在する地域資源の重層的な支援体制の整備が必要です。

また、地域における支援体制の整備にあたっては、子育て支援、教育等を含む関係機関等が参画する専門部会を協議会の下に設置しており、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら進めていくことが重要です。

障がい児入所施設についても、専門的機能の強化を図りつつ、様々なニーズに対応する機関としての役割を担うとともに、地域との交流機会の確保や地域の障がい児に対する支援を行うなど、地域に開かれたものとすることが必要です。加えて、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要があります。

障がい児通所支援事業所や障がい児入所施設において、支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要があるとともに、安全の確保を図るための取組を進める必要があります。

（2） 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等の子育て支援施策や母子保健施策、小児慢性特定疾病施設との緊密な連携を図ることにより障がい児通所支援の体制整備や障がい児の早期発見・支援や健全育成を推進するとともに、こども家庭センターと連携した支援体制を構築していくことが必要です。

さらに、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所が緊密な連携を図ることで、就学時や卒業時において支援を円滑に引き継いでいくことが必要です。

放課後等デイサービス等の障がい児通所支援における学校の空き教室の活用や関連施策との緊密な連携促進に資する実施形態を検討することが必要です。また、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が療育機関としての機能を十分に発揮し、障がい児のライフステージに応じた対応力を培っていくことが重要であり、事業所の機能強化やサービスの質の向上に努めることが必要です。

難聴児支援についても、大阪府において難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めることとされています。市町村においては、府立福祉情報コミュニケーションセンター等関係機関と連携すること等により、難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施につなげるよう努める必要があります。

（3） 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校に対し、障がい児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められています。障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要です。

（4） 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、支援体制の充実を図ることが必要です。ニーズの把握にあたっては、管内施設・事業所だけでなく、重症心身障がい児や医療的ケア児の支援体制の現状も併せて把握することが重要です。

重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保にあたっては、家庭環境を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要であり、ニーズが多様化している状況を踏まえ、短期入所の役割やあり方を検討し、計画的に短期入所を運営することが必要です。

保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設置し、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要です。なお、この場では、障がい児の支援が乳幼児期から成人期まで円滑に引き継がれるよう協議し、切れ目のない支援に取り組んでいくことが必要です。

加えて、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが重要です。具体的には、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援や、医療的ケア児の育ちや暮らしの支援に向けた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種との協働、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、医療的ケア児の育ちを保障するための協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の役割が求められます。

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、管内の支援ニーズを把握し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、保健所、病院、診療所、児童福祉施設及び学校等、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要があります。

虐待を受けた障がい児に対しては、障がい児入所施設において小規模なグループにより支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努める必要があります。

（5） 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、支援にあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っているため、質の確保・向上を図り、支援の提供体制の構築を図る必要があります。なお、児童発達支援センターは、発達支援に関する入り口としての相談機能を求められていることを踏まえ、相談支援の提供体制の構築を図ることが重要です。

第5章　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項について

1.　障がい者等に対する虐待の防止

住民等から虐待に関する通報があった場合には、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和4年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室作成）に沿って、速やかに障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、終結に至るまで適切に対応していくことが重要です。

相談支援専門員、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合に適切に対応できるよう周知を図ります。また、継続サービス利用支援（障害者総合支援法第5条第23項に規定する継続サービス利用支援をいう。）により、居宅や施設等の訪問を通じて障がい者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市との連携の重要性について周知を図る必要があります。

地域の実情に応じて、高齢者・児童の虐待防止の関連機関とも連携しつつ、虐待の増減・発生要因の分析等を通じて、虐待の未然防止・早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。

特に死亡事案等重篤事案については、事前に相談・通報がなく、事案の発生を警察発表や報道等で把握後も特段の対応を行っていないケースもありますが、可能な限り事実確認を行った上で虐待の有無を判断するとともに、虐待防止ネットワークにその報告をする必要があるとされています。

また、状況が切迫していて直ちに対応が必要となる虐待事案が発生する可能性があることも踏まえ、メール・SNS での相談・通報受付や夜間・土日祝日等閉庁時間の対応、警察・医療機関等との連携など相談・通報体制の充実に努めます。

その他、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所等に対して、障がい者の虐待防止や成年後見制度の利用促進等権利擁護に関する研修の情報提供を行います。

2.　意思決定支援の促進

意思決定支援ガイドライン等を踏まえ、事業所がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障がい者本人が自ら意思決定できるよう支援するなど、障がい者の自己決定の尊重に基づいた支援に努めるよう事業所へ働きかけていきます。

3.　障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動による社会参加等の促進に向けて、文化芸術活動に関する相談支援、支援人材の育成、関係者のネットワークづくり、文化芸術活動に参加する機会の確保や障がい者の文化芸術活動の情報収集・発信などの地域の実情等を踏まえ、実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援を検討します。

4. 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通支援の推進に関しては、市町村において、障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等、ニーズに対応した支援に必要な意思疎通支援者の養成、意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり、遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用のような取組みを実施することにより、障がい特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等について検討します。

5. 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消を図るための啓発活動などを行うとともに、障がい福祉サービス事業者等は障がいを理由とする差別を解消するための取組を実施するにあたり、「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」（平成 27 年 11 月厚生労働大臣決定）を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応する必要があるとされています。

また、本市では、障がい者差別解消支援地域協議会の機能を自立支援協議会に付加しており、障がいの特性や障がいのある人への理解と差別の解消を推進します。

6. 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス事業所等において、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、発災時等を見据えて平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、発災時等は福祉避難所として地域の安全提供の拠点として機能することも踏まえ、防災対策を考えていくことも必要です。また、自然災害に起因する防災対策だけでなく、防犯対策や新型コロナウイルス感染症などの新興感染症の対応などにも取り組むことが必要であるとされています。

さらに、障がい福祉サービス事業所等を利用する障がい者等が安心して生活できるよう、権利擁護の視点も含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員の過重な負担等により精神的に孤立することのないよう職場環境の改善を図っていくよう働きかけていきます。

7. ユニバーサルデザインの推進

障がいはもちろん、文化・言語・国籍、老若男女といった差異に関わらず、誰もがストレスなく快適に施設を利用したり、製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、求める情報にアクセスできる環境が整備されることで、個々の能力を活かして、自らの描くライフスタイルどおりに活躍できる社会をめざします。具体的には、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、バリアフリー化の推進や、十分な情報・コミュニケーションの確保を通じて、オール大阪でハードとソフトの両面から地域での快適な生活環境の整備を推進します。

第6章　計画の推進に向けて

1.　計画の広報・周知の充実

本計画の内容を広く市民に周知するよう努めるとともに、各種団体等との意見交換等、さまざまな方法により、幅広い市民意見の把握に努めます。

また、障がいに関する市民の理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進するため、学校教育や生涯学習をはじめ、さまざまな機会や場を活用し、周知・啓発活動を進めます。

2.　サービス提供体制の整備・充実

住み慣れた地域で安心して安全に生活を送るためには、本計画に基づき、障がいのある人のニーズに応え、それぞれの実情に対応して、必要かつ適切なサービスが提供されることが必要不可欠です。

このため、障がいのある人に適切なサービスが提供されるよう、市内の障がい福祉サービス事業所などに対して見込み量の確保・充実に向けて連携・調整を図っていきます。なお、現在市内で提供されていないサービスなどについては、近隣市町や関係機関などと連携して、引き続きサービスの提供を求めていくとともに、市内での事業展開を働きかけていきます。

また、障がい福祉サービスの質の向上を図るため、「個別支援会議」や「ケース会議」の開催を支援するとともに、大阪府が実施する各種研修などへの参加・参画などを事業者に働きかけていきます。

さらに、精神障がいや重症心身障がい、高次脳機能障がい、発達障がい、難病患者など、さまざまな障がい特性に対応するため、大阪府や事業所などと連携して、専門的知識や技術等習得のための研修の受講促進に努めます。

一方、地域生活支援事業については、利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・情報提供などに努めます。

3.　相談窓口・支援ネットワークの整備・充実

障がいのある人に対する相談は、障がいの種類や程度など、一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応が必要です。障がいのある人が、さまざまなライフステージに応じて、身近な所で福祉制度や障がい福祉サービスなどについての情報を得られ、サービスの利用に際して「自己選択」「自己決定」ができるよう、相談支援事業者のさらなる確保と連携の強化を図るとともに、スキルアップや情報提供など質的な充実を図ることが必要です。また、障がいのある人自身のエンパワメントを生かし、自立と社会参加をより一層進めるため、障がいのある人同士や家族同士の交流の場・機会を充実するなど、ピア活動やピアサポートの拡充を支援します。

さらに、自立支援協議会の各専門部会、地域包括支援センター、地域子育て支援センターなどの他の相談専門機関と連携を強化し、連続的・継続的な支援体制の構築や困難事例への対応、きめ細かな対応、介護相談及び情報の提供などの総合的な体制整備に努めます。

今後、属性にかかわらず、地域のさまざまな相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援と、その相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援、ケアし支え合う関

係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援に関する体制の整備を検討します。

4. 大阪府や近隣市町、関係機関・関係団体等との連携強化

本計画の見込み量の達成を図り、障害者総合支援法に基づくさまざまな制度などのスムーズな運用、人材の確保や研修などによる知識や技能の向上を図るため、大阪府や近隣市町と協力・連携していきます。さらに、関係機関や近隣市町、関係各課などと協力し、質の高いサービスが提供できる事業者の確保に努めます。

障がい者施策全般を円滑かつ着実に推進するため、庁内の関係各課をはじめ、教育機関・医療機関・保健福祉機関などと、保健・医療・福祉・就労・教育などさまざまな分野に係る事業の連携を図るとともに、当事者や関係機関・団体、関係者とのネットワークを強化します。

特に、市職員の「障がい」についての理解を高め、障がいのある人の生活に関する対応をより一層充実するため、研修や情報共有などを充実します。

5. 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

現在、本市では、障がいのある人をはじめ、生活に困難や不安を抱える方などを、日常的に支えるための仕組みづくりなどが展開されています。しかしながら、地域では、少子高齢化や世帯構成の多様化などにより、複合的な課題やニーズを抱える人・世帯などが増えてきており、安心して生活できるよう、地域や事業者などとの連携を図り、生活全般にわたる包括的なケアプランを作成し、それに基づいた支援が必要とされてきています。

このため、今後、地域を基盤に、住民、保健福祉の関係者、行政が一体となって、多様な課題を抱える人の早期発見・早期ケアに取り組むための包括的支援体制を構築し、「重層的な地域支援システム」を打ち出していくことが必要となってきています。そして、住民の主体的な支え合いを育み暮らしに安心感と生きがいを生み出すとともに、地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出すことが求められています。

6. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等を充実し、支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンを推進します。加えて、医療的ケア児が保健、

医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的な支援体制を検討します。

7. 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とあわせて、それを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

8. 災害・感染症対策に係る体制整備

災害発生時や感染症の感染拡大など、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めます。

災害時において、障がい者一人ひとりが、迅速かつ的確に避難できるよう、関係機関等と連携を図り、災害に対する知識の普及・啓発、避難誘導に関する支援体制の整備等の推進に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、障がい福祉サービス事業所と連携のもと、感染拡大防止策の啓発活動などを行い、平時からの事前準備を進めます。

9. 計画の点検・評価　～PDCA の推進～

本計画の進捗状況については、活動指標として設定した各分野におけるサービス量等の把握を行った上で、成果目標の進捗状況やその背景等について分析し、成果目標の達成に向けた今後の取組の検討を行うものとします。また、PDCAサイクルによる計画の点検・評価を実施し、施策の一層の充実に努めます。

≪PDCA サイクルによる点検・評価のイメージ≫

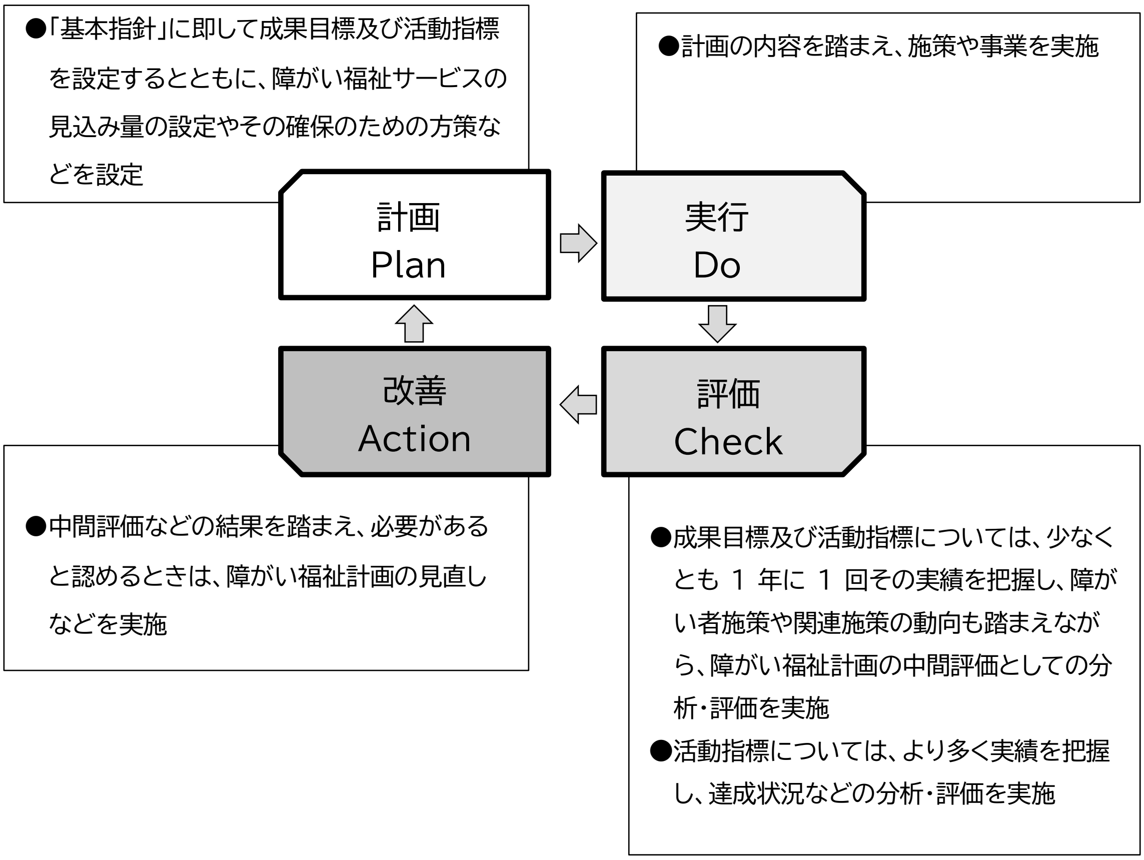

資料編

1 計画の策定経過

令和５年８月 11 日～9 月 10 日

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係るアンケート調査の実施

令和５年 11 月８日

第１回高石市障害者施策推進協議会

(1)会長の選任について

(2)副会長の選任について

(3)第６期高石市障がい福祉計画・第２期高石市障がい児福祉計画について

(4)アンケート調査結果概要について

(5)計画骨子について

(6)その他

令和５年 12 月 27 日

第２回高石市障害者施策推進協議会

(1)第７期高石市障がい福祉計画・第３期高石市障がい児福祉計画(案)について

(2)その他

令和６年 1 月 15 日～2 月 14 日

パブリックコメントの実施

令和６年３月 19 日

第３回高石市障害者施策推進協議会

(1)第７期高石市障がい福祉計画・第３期高石市障がい児福祉計画(案)について

(2)その他

2 高石市障害者施策推進協議会 条例

	昭和 54 年 10 月 1 日	条例第 10 号
改正	平成 6 年 3 月 18 日	条例第 6 号
	平成 8 年 3 月 29 日	条例第 4 号
	平成 18 年 9 月 27 日	条例第 18 号
	平成 24 年 3 月 14 日	条例第 7 号

（設置）

第 1 条　障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 36 条第 4 項に規定する審議会その他の合議制の機関として、高石市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条　協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）本市障害者計画の策定及び変更に関し、意見を述べること。

（2）本市障害福祉計画の策定及び変更に関し、意見を述べること。

（3）本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。

（4）本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

（組織）

第 3 条　協議会は、委員 18 人以内で組織する。

2　委員は、障害者（法第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験のある者並びに関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。

（任期）

第 4 条　委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は失職するものとする。

2　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条　協議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（関係者の出席）
第 7 条　協議会は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）
第 8 条　協議会の庶務は、保健福祉部で行う。

（委任）
第 9 条　この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則　抄
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 6 年 3 月 18 日条例第 6 号）抄
（施行期日）
1　この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 6 年規則第 9 号で平成 6 年 6 月 1 日から施行）

附　則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 4 号）抄
（施行期日）
1　この条例は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 18 年 9 月 27 日条例第 18 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年 3 月 14 日条例第 7 号）
この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 25 年規則第 17 号で平成 25 年 5 月 9 日から施行）

3　高石市障害者施策推進協議会 委員名簿

委員氏名	所属機関・職名	備考
◎　野木　渡	高石市医師会副会長	学識経験者
○　宮﨑　充弘	大阪暁光高等学校非常勤講師 （計画相談支援かざみどり相談室室長）	学識経験者
森本　幸子	高石市民生委員児童委員協議会副会長	学識経験者
山崎　雅雄	高石市社会福祉協議会会長	学識経験者
美馬　有規子	知的障害者相談員	学識経験者
工藤　由加里	知的障害者相談員	学識経験者
佐藤　栄子	コラール明日架施設長	事業従業者
野﨑　英俊	高石障害者作業所長	事業従業者
山口　仁美	第2いずみ通所センター施設長	事業従業者
大西　左緒里	市民	当事者
津村　紀子	高石市立児童発達支援センター松の実園長	関係行政機関
明石　清美	大阪府和泉保健所地域保健課長	関係行政機関
今村　隆幸	泉大津公共職業安定所統括職業指導官	関係行政機関

◎：会長　○：副会長

4 用語解説

あ行

一般就労

企業等への就職（雇用関係に基づき働くこと）や在宅就労、自らの起業をいいます。また、「福祉的就労」とは、障がい福祉サービス事業所などで就労することをいいます。

医療的ケア

高齢者や障がいのある人が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアといいます。具体的な医療ケアとは、たん吸引（口腔、気管など）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃にかけて小さな穴を形成し栄養注入）などが該当します。

医療的ケアは、医師または看護師と、一定の研修を受けた介護福祉士がたん吸引などを行っています。

インクルージョン／インクルーシブな社会

インクルージョンは「包括」「包含」などを意味する言葉で、ここでは「地域社会への参加・包容」を指す言葉として使われています。

2000 年 12 月8日厚生省（現・厚生労働省）の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書において，「全ての人々を孤独や孤立，排除や摩擦から援護し，健康で文化的な生活の実現につなげるよう，社会の構成員として包み支え合う」ことをソーシャルインクルージョンとしています。

また、「インクルーシブな社会」とは、障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくことを目指す社会のことです。

SDGs

「持続可能な開発目標」のことです。2015 年 9 月の国連サミットで採択され、2030 年までの国際目標として 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

エンパワメント

人の能力を最大限に発揮させるという考え方のことですが、ここでは障がいのある人が自発的な力を持ち、自分の生活や環境をコントロールできるようになるということを指します。

か行

高次脳機能障がい

脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動などの認知機能を高次脳機能と呼びます。交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳の一部が損傷を受けた結果、言語や記憶、意思、感情などの機能に障がいが起きた状態をいいます。

注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に

支障をきたすようになります。また、外見からはわかりにくいため、周囲の理解を得られなかったり、本人や家族自身も生活上の支障の原因を正しく理解できないことも多くあります。障がいと認定されると医療から福祉までの連続したケアが提供されます。

さ行

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を受けることができる施設です。

自治会

市内の各自治会では、会員の自主的な協力のもと、生活環境の向上と会員相互の親睦を深め、明るく住みよい「まちづくり」を推進しています。

主な活動は、次のとおりです。

・まちの美化、自主防災活動の推進、防犯活動、防犯灯の維持管理
・運動会等のレクリエーション事業
・広報紙などの配布、回覧や会報などによる情報提供
・その他、社会教育活動への参加

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体（社会福祉法人）です。

市内の関係機関・団体との連携を図りながら、地域の福祉課題に応じたきめ細かなサービスの検討・実施や住民活動の支援・広報活動、市内の福祉に関するネットワークづくりなど、地域福祉の向上のためのさまざまな事業を行っています。

スーパーバイズ・コンサルテーション

スーパーバイズとは、これから取り組もうとする支援、または今取り組んでいる支援について、有識者にアドバイス・指導をしてもらうことです。コンサルテーションとは、専門性を尊重し、その専門性を考慮しながら自らの専門的知識を助言することです。

ここでは、児童発達支援センターが幅広い高度な専門性を発揮し、障がい児通所支援事業所等に対して、効果的な助言・指導を行っていくことを指しています。

成年後見制度

判断能力が充分でない成年者（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など）が、財産管理（契約締結・費用支払いなど）や身上監護（施設や介護の選択など）についての契約・遺産分割などの法的行為を行なうのが困難な場合や、悪徳商法被害にあった場合に、それらの人びとを守るための制度。

た行

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域子育て支援センター

子育て支援のための総合的な拠点です。保育所にこれまで蓄積された子どもの遊び・生活・健康などに関する経験やノウハウを生かし、地域の保護者や子どもたちの支援を行っています。本市では、市立綾園保育所と南海愛児園、東羽衣こども園、羽衣保育園に開設されています。

地域包括支援センター

高齢者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的機関として、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント業務）及び指定介護支援業務を実施するために設置されています。

な行

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用補助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス等を提供することにより生活を支援する事業です。本市では、高石市社会福祉協議会が取り組んでいます。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

発達障がいを完治させることは難しく、保護者や家族など周りの人たちが特性を家族や周囲がよく理解した上で、協力し合い、適切な接し方をしたり、生活環境を整えたりしながら、本人が社会生活を送りやすくなるようにサポートしていくことが大切とされています。

また、思春期になるとうつ傾向が生じるなど、新たな症状が現れることも少なくなく、日頃から本人の様子を見ながら、必要に応じて医療機関を受診していくことが症状の悪化を防ぐことにつながるとされています。

パブリックコメント

精神的、物理的、制度的などの障壁（バリア　Barrier）を除去しようとする考え方です。道路の段差など、高齢者や障がいのある人などの社会参加や日常生活での障壁などをなくしたり、改善することにより、さまざまな社会活動などに参加するようにすることです。

バリアフリー

精神的、物理的、制度的などの障壁（バリア　Barrier）を除去しようとする考え方です。道路の段差など、高齢者や障がいのある人などの社会参加や日常生活での障壁などをなくしたり、改善することにより、さまざまな社会活動などに参加するようにすることです。

ピアサポート

「ピア」とは仲間を意味しています。「サポート」とは支援することを意味していますが、専門家によるサポートとは違い、仲間としてよりよくサポートする「仲間同士の支え合い」のことです、

ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム

ペアレントトレーニングは、発達障がいや知的障がいなどのある子どもの保護者のが、具体的な療育に関する知識やスキルを身につけ、子どもに指導を実施するための一連のプログラムのことです。

ペアレントメンター

発達障がいのある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことで、同じような障がいのある子どもを持つ親の悩みに共感し、子育ての経験を通して子どもへの関わり方や地域資源等について助言することができます。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員です。地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障がいのある人、子ども、ひとり親家庭など、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人びとに対して、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力しています。また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が選任されています。

や行

ユニバーサルデザイン（Universal Design）

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方です。

バリアフリーより広い概念として、「特別な人のための特別のデザインではなく、すべての人のためになるデザインが必要である。そのためには、障がいのある人用のデザイン、障がいのない人用のデザインという区別をなくし、特別のものではなく、ほとんどすべての人が利用できるように当初から設計すること。」を意味します。

ら行

ライフステージ（Life Stage）

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などという呼び方やその他の区分があります。

第７期高石市障がい福祉計画・第３期高石市障がい児福祉計画
発行年月 令和６年３月
発 行 高石市 保健福祉部 高齢・障がい福祉課
〒592－8585 高石市加茂４丁目１番１号
電話 072－275－6294
FAX 072－265－3100